

平成28年第4回(12月)大郷町議会定例会会議録第1号

平成28年12月7日(水)

応招議員(14名)

1番	赤間茂幸君	2番	大友三男君
3番	佐藤千加雄君	4番	石川壽和君
5番	若生寛君	6番	赤間滋君
7番	和賀直義君	8番	高橋重信君
9番	石垣正博君	10番	高橋壽一君
11番	石川秀雄君	12番	千葉勇治君
13番	吉田茂美君	14番	石川良彦君

出席議員(14名)

応招議員と同じ

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	赤間正幸君	副町長	吉田喜久夫君
教育長	大友正隆君	総務課長	小畑正勝君
企画財政課長	千葉伸吾君	まちづくり推進課長	遠藤龍太郎君
税務課長	武藤弘子君	町民課長	鎌田光一君
保健福祉課長	残間俊典君	農政商工課長	伊藤長治君
地域整備課長	三浦光君	会計管理者	熊谷智子君
教育課長	浅野辰夫君	公民館長	遠藤努君

事務局出席職員氏名

事務局長 櫻井真江 次長 千葉恭啓 主事 佐藤聖大

議事日程第1号

平成28年12月7日(水曜日) 午前10時開会

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	議長の諸般の報告

- 日程第 4 委員会報告
日程第 5 町長の行政報告
日程第 6 一般質問〔5人 10件〕
日程第 7 請願第4号 赤道並びに土側溝の整備に関する請願書
日程第 8 請願第5号 町道味明雉子喰線の歩道設置要望について
日程第 9 陳情第6号 「高額療養費制度」「後期高齢者の窓口負担」見直しの慎重審議と現行制度継続を求める意見書の採択を求める陳情書
日程第10 陳情第7号 有害鳥獣（イノシシ）駆除対策に対する補助の増額及び広域連携の制度化を求める意見書採択を求める陳情書
-

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議長 of 諸般の報告
日程第 4 委員会報告
日程第 5 町長の行政報告
日程第 6 一般質問〔5人 10件〕
日程第 7 請願第4号 赤道並びに土側溝の整備に関する請願書
日程第 8 請願第5号 町道味明雉子喰線の歩道設置要望について
日程第 9 陳情第6号 「高額療養費制度」「後期高齢者の窓口負担」見直しの慎重審議と現行制度継続を求める意見書の採択を求める陳情書
日程第10 陳情第7号 有害鳥獣（イノシシ）駆除対策に対する補助の増額及び広域連携の制度化を求める意見書採択を求める陳情書
-

午 前 10時00分 開 会

議長（石川良彦君） ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより平成28年第4回大郷町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（石川良彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第110条の規定により、3番佐藤千加雄議員及び4番石川壽和議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（石川良彦君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月9日までの3日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月9日までの3日間と決定いたしました。

日程第3 議長の諸般の報告

議長（石川良彦君） 日程第3、議長の諸般の報告を行います。

私から報告いたしますが、お手元に配付した報告書により報告にかえさせていただきます。

日程第4 委員会報告

議長（石川良彦君） 日程第4、委員会報告を行います。

各常任委員会の閉会中における所管事務調査について各委員長より報告を求めます。まず、総務産業常任委員長 高橋重信議員。

総務産業常任委員長（高橋重信君） ……（委員会報告書を朗読） ……（朗読文省略） ……（報告書は末尾に掲載） ……以上です。

議長（石川良彦君） 次に、教育民生常任委員長 石川壽和議員。

教育民生常任委員長（石川壽和君） ……（委員会報告書を朗読） ……（朗読文省略） ……（報告書は末尾に掲載） ……以上です。

議長（石川良彦君） 以上をもって、委員会報告を終わります。

日程第5 町長の行政報告

議長（石川良彦君） 日程第5、町長の行政報告をいただきます。町長。

町長（赤間正幸君） 皆さん、おはようございます。

平成28年第4回大郷町議会定例会を招集いたしましたところ、議員皆様におかれましては、師走を迎え時節柄御多忙のところ御出席を賜り、まことにありがとうございます。

平成28年度は大郷町総合計画と大郷町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づいた実質的スタートの年として、予定された各種事務事業が順調に執行できておりますのも町民各位、そして議員皆様の御理解と御支援によるものでございます。この場をおかりいたしまして改めて感謝とお礼を申し上げます。

ことしは全国各地で大規模な地震発生と猛烈な台風により甚大な被害がもたらされました。東日本大震災やたび重なる台風被害を思い出させる自然の脅威を改めて実感した1年となりました。ここで全国各地で被害に遭われました方々と御家族に衷心より哀悼の意を表するとともに被災された方々の復旧・復興を念願するものでございます。

本町といたしましては、災害に対する減災・防災対策を地域防災計画に基づいて今後もしっかりと対処してまいりますので、議員各位並びに町民各位の御理解と御協力をお願いをいたします。

さて、9月議会定例会以降の行政報告をいたします。

10月17日に男女共同参画による住みよい安心安全なまちづくりを目指すことを念頭に初めての試みとして女性100人議会を開催いたしました。町内の各種女性組織13団体から御参加をいただき、女性の視点で町政に対する的確な一般質問を受けました。いただいた質問内容や御意見は、今後の町政運営に反映していきたいと考えております。

ことしは高校生を対象とした未来議会とあわせて女性100人議会を開催いたしました。今後とも継続してより多くの方々が町政に参画していただける機会を設けてまいります。

10月の19日には災害時における支援協力に関する協定を大郷ゴルフ倶楽部と締結し、災害時の調達物資の範囲が拡大されました。

10月23日には総合防災訓練を大谷東部・大谷西部地区の方々の協力をいただいて実施をいたしました。防災体制については、議員各位からさまざまな御意見をいただいておりますが、今回の訓練でごらんになったとおり、防災意識と防災技術は向上されていると実感をいたしました。防災訓練は各自主防災組織としても行われておりますので、行政と地域住民が一体となって非常時に備えた訓練を継続してまいります。

10月29日と30日に恒例の生涯学習フェスティバルを、そして10月6日には第2回おおさと秋まつりを開催をいたしました。各種協賛団体の方々の御協力をいただき、多くの町民各位の御参加のもと、ファミリーマラソンをスタートに「収穫の秋」をテーマにさまざまな各種出店、餅まき等おかげさまで盛会裏に終えることに対しまして皆様方に感謝とお礼

を申し上げます。

新聞等で報道がありました汚染廃棄物の一斉焼却処理に対しまして宮城県より11月3日に市町村長会議が招集され、東京電力福島第一原発事故に伴う放射性物質で汚染された国の基準以下の稲わら等を各自治体の焼却施設で一般ごみと混燃し、試験焼却することが説明されました。このことについて、発生原因者の東京電力、管理監督権者の国が明確な責任のもとで宮城県が責任をもって住民が理解できる説明をすることが前提であり、さらに関係機関や黒川行政事務組合と十分協議をしております。

次に、国及び県等に対する要望活動について報告をいたします。

東北放射光施設誘致活動は宮城県を初め東北経済連合会、そして誘致活動の事務局である東北大学に継続して本町への誘致要望をしております。来年度の社会資本整備事業の満額採択要望を国交省及び関係国会議員に行っております。また、ゴルフ場利用税堅持のための要望活動を関係国会議員に行っております。これまで何度となく要望活動を根気強く行っておりますが、今後要望が実現するまで継続してまいりますので、御理解をお願いいたします。

企業誘致につきましては、優良企業の誘致活動を行っておりますが、今回農業生産分野の企業も誘致活動を行っております。東京2020オリンピックの競艇会場を登米市に誘致する活動が宮城県を中心として行われ、町村会並びに町村議会議長会で後押しをしております。大きな夢のあることでしたが、実現不可能となり落胆をしているところでございます。

さて、今議会に提案いたします議案の概要を申し上げます。

まず、条例関係では人事院勧告に伴う給与改定に関する条例の一部改正5件、税条例関係の一部改正2件、大郷町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正、介護保険条例関係の一部改正2件、大郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正、大郷町農業労働力調整協議会条例の廃止、以上条例関係12件を上程をいたします。

承認関係では、和解及び損害賠償の額の決定1件、財産の無償貸し付け1件、工事請負契約関係2件でございます。

次に、平成28年度一般会計、各種特別会計、水道会計の補正予算8件を上程をいたします。

詳細につきましては、後刻担当課長より説明を申し上げますので、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上、議案の説明を兼ねまして行政報告といたします。

さて、私も来年の9月で任期8年を満了を迎えようとしております。今日まで町民、議会議員の皆様のご支援と御協力により一步一步着実に安心安全なまちづくりを進めてまいりました。大郷町総合計画、大郷町まち・ひと・しごと創生総合戦略、それぞれ策定し、具体的施策が目標達成に向けてスタートをいたしました。将来に夢や希望を持ち、誰もが安心安全で安定した暮らしができる自立したまちづくりを目指し、着実に前進したところであります。

引き続き実現に向かって全力を尽くして努力してまいりますので、皆様方のさらなる御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましての報告と挨拶といたします。ありがとうございます。

議長（石川良彦君） 以上で、町長の行政報告を終わります。

日程第6 一般質問

議長（石川良彦君） 日程第6、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

9番石垣正博議員。

9番（石垣正博君） 12月の4日、これは町民劇がございました。その中で大変びっくりしたんでございますが、総練習があつて、午前中、午後から本番であります。練習の最中に途中までどんちょうが下がって、それが一旦ドーンととまって、その後落ちてきた。あのどんちょうの下敷きになったら大変なことであると私は思いました。子供たちもいっぱい出ます。その点検なされていない。ここ数年かどうかわかりませんが、あそこは児童館で今使っていますよね。老朽化、これもしっかりと頭に入れておかないと大変なことになるということだと私は思っております。反省をしていただきたいと私は思います。

そんな中で、やはりこの水道事業もこの老朽化というのが相当進んできているということを、この質問で私はお話を申し上げたいと思っておりますが、平成27年度の総収益を見ますと2億1,900万、そして総費用が1億9,500万であります。その差額、経常利益としてイコール当期純利益といえますか、2,400万計上しておる。そして単年度黒字でありますよということですよ。そして、またこのバランスシートを見ますと、この流動資産の現金預金、これが3億3,100万、この数字が出ておりますよね。これを見てかどうかわかりません。ことしの3月31日現在、国か県に対して報告をしております。これは後でちょっとお聞きしたいんです

が、どこからその報告を求められているのか、そしてどういう手順でそれが報告してあったのか、それもお聞きを申し上げたいと思いますが、これは公営企業における抜本的な改革の取り組み状況であります。これは大変なことですよ。本町のその答えですよ。その答えは現行の体制を継続していく、それに丸がしてあります。そして、その理由は現体制で健全な経営がなされているからということですよ。果たしてそうだろうか。

今先ほど申し上げました単年度で黒字を出している、または3億3,000万の預金がある、そこだけを見てはいないかどうか。それを出すのに、利益を出すのにいろいろな施設なり機械なり装置を使って初めて利益が出る、原水で買って送水管を通過して浄水場通過して、そして各水管、水路管を通過して各家庭にわたってんでしょ。その途中の機械・装置が間もなくだめになるようなまたは布設がえしなきゃない、または更新しなくてない、そういう状況を見ないでこのような答を出している。果たしてそれでいいのか。施設の更新または水道管、あれだって布設がえしなくてない、そういう時期に来ている。それが相当ある。

それと一番心配なのは、やはり人口減少に伴う給水人口の減少でしょうね。相当毎年減ってますよ。給水人口、今8,180何名でしょう。そういう状況で今の水道事業、どう考えておりますか。短絡的に考えていないかということをお聞きしたい。やっぱり計画的にね、この自己資金だったり、要するに内部留保資金を確保して、しっかりとそして中長期的な、まあ中ではないな。相当の長期的な観点に立って、そして計画的・効率的な布設がえだったり更新をしていかなければならないんでないでしょうか。今から質問に入ります。

水道事業の対策強化についてですが、本町は町土が82キロ平米と広範囲で民家が点在していることから多くの水道施設を有しております。そこで水道施設は老朽化し、大地震等で大分傷んでおります。構造物を主体に改築または更新の必要性が生じております。今後も大地震が危惧されます。震災に対応した強力な耐震性能の確保も重要なところであり、限られた財源の中で長寿命化対策と並行して推進していかなければならない。施設はどの程度老朽化が進んでいるのか。また利用価値はどうかを検討して施設を集約するなどの方法をとっていく必要があると私は考えます。長寿命化対策もさることながら計画的な各施設等の更新が急務と考える。そこで、水道事業についてお伺いを申し上げます。

水道事業にかかわる職員、これは十分確保されておりますか。水質検

査、これはどのように行っていますか。検査結果はどうか。施設、送・配水管等の老朽化対策は十分でありますか。水道料金値上げの考え、これはありますか。施設で利用している民間からの借入地、これは町で購入すべきだろう。早急に。水道事業の広域化についてのお考えをお聞きを申し上げます。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 石垣議員さんの水道事業の対策強化について答弁をさせていただきます。

質問の1。初めに「水道事業に関する職員は十分確保されているか」について答弁をいたします。

水道事業は下水道事業及び農業集落排水事業との兼務で、現在4名体制で対応いたしております。水道管の布設や料金の徴収、水質検査等通常業務のほかに施設の老朽化に起因する漏水事故等の緊急対応が上水道事業だけでなく下水道事業及び農業集落排水事業でもふえてきておりますが、料金未納者への対応や改築・更新事業に備えるために必要なアセットマネジメント策定に伴う資産管理台帳の整理、緊急時における水安全計画の策定等、安全安心で安定した水を供給できるよう現体制で対応いたしております。

質問の2番目。次に「水質検査はどのようになっているか」について答弁をいたします。

水質検査は町内の配水区域の末端付近の8カ所で実施をいたしております。水質検査には、色・濁り・消毒の残留効果に関する毎日検査のほか、毎月もしくは3カ月ごとの定期的実施する51項目の検査があります。水を消毒する残留塩素等の検査は職員で交代で行っております。定期的な検査については職員が採水し、大崎市水道部へ水質の検査を依頼をしております。

3番目。次に「施設、送・配水管等の老朽化対策は十分なのか」について答弁をいたします。

現在、石綿セメント管につきましては、毎年布設がえを実施し、着実に布設延長を減らしておりますが、現在約14キロメートルの未整備区間が残っております。また、石綿セメント管のほかに配水池等の施設も毎年老朽化してきており、改築・更新に対し時間を要し、故障や破損といったふぐあいが生じてから対応しているのが現状でございます。今後は町道や県道等の改良工事のタイミングに合わせて、できる限り老朽管の布設がえを行うなど対応してまいりたいと考えております。

4 番目。次に「水道料金値上げの考えはあるか」について答弁をいたします。

現在、具体的な料金値上げの考えはございません。今後、施設や管の老朽化に伴う改築更新が想定され、料金値上げの方向にあると思っておりますが、大郷町内の問題だけでなく老朽管対策等が社会問題となっており、交付金に関する情報等に対し、アンテナを広げ、今後も料金値上げをしなくて済む方法を検討すべきと考えております。

次に、「施設で利用している民間からの借入地は町で購入すべきでは」について答弁をいたします。

配水池等の施設については、将来にわたって安定した維持管理できるような町有地として購入し、管理するのが望ましいと考えておりますが、施設も老朽化しており、今後は施設の更新や町有地への設置等を視野に入れながら検討してまいりたいと思っております。

最後の質問に「水道事業の広域化についての考えは」について答弁をいたします。

水道事業の広域化により水道施設の統廃合のほか改築更新に要する費用の交付金が受けられるようになるなど、財政的な支援、災害や事故発生時等の緊急対応力強化等の住民サービスの向上、さらに給水人口が多い隣接市町村と水道事業を広域化することにより町内における水道料金の改善など、本町にとってメリットは大きいと考えております。しかしながら、広域化において隣接市町村間における事業規模や水道料金等の格差など解決しなければならない問題が多く存在するため、県や隣接市町村と情報交換や勉強会を重ねていく必要があると考えております。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 9 番石垣正博議員。

9 番（石垣正博君） 先ほどの冒頭にちょっと触れましたけれども、この職員の体制について、そのどんちょうが下りてきて大変な目に遭った。果たして今の職員の体制、点検がしておらなかった数年か十何年かわかりません。そういうことに対しての目配り・気配りが余りにもないんじゃないか。公共施設の総点検、これも必要ではないだろうか。特に文化会館はいろいろな人が使うわけですね。先ほど申しあげました子供たちも使ってる……。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員、通告の内容に従ってお願いします。

9 番（石垣正博君） そういうことで老朽化が進んでいる。そんな中で水道事業ということの職員の数、これの回答にあるようでございますが、課長

補佐兼務でありますよね。そして主事が1名で、それから技師、これが兼、ほかに統括として課長さんがおいでになるということで、4名体制であります。兼任・兼務が3名であります。1名が専任ですよ。このような体制の中で果たして安全な水が今後供給できていくのかどうか、私は非常に心配であります。この答えを見ますとですよ、今の体制でいいということですが、私はどうかなと思います、その辺現場が一番わかっていると思います。課長さん、どうでしょうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

水道事業につきましては、今地域整備課の中の一部門という形で業務をこなしております。緊急の場合には水道事業だけじゃなくて建設系の協力も得ながら対応しているのが実情でございます。また、現場の緊急工事に際しましては町内業者の協力を得ながら復旧をしているのが現実でございます。担当課のほうといたしましても、民間委託等も検討したこともございますが、このぐらいの事業規模ではコスト的な面等考えた場合に削減等が余り期待できないために現時点では民間委託等は考えてございませぬし、何とか現体制で大郷町の水道事業を切り盛りしているというのが実情でございます。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。

9番（石垣正博君） 今現場の声でね、何とか体制でやっていきたい。やはりね、こういうものというのはぎりぎりの体制では私は無理だと思いますよ。だから何かが出てくんです。また同じことは言いませんけれども、何かが出てくる。だからしっかりとした配置、これが大事ではないかということをおっしゃりたいですよ。

その中で原水設備というのがありますよね。これは浄水場または水の送・配水管設備だと思います。これは本町において広範囲で広がって点在しているということでございますけれども、この維持管理という観点から水源施設というもの、これは毎日点検するというような答えでございますが、その点検をした結果、どのようなものが出てくるのか、ずっとその点検が変わりがなかったのかどうか、それも含めてお聞きをいたします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

水質検査につきましては、先ほども町長が答弁いたしましたとおり、色・濁り・消毒の残量、残留効果に関する毎日検査等がございまして、

これにつきましては、記載してございます。残留塩素や濁り、当然毎日検査でございますが、目とかで確認いたしますし、残留塩素等につきましては塩素を確認する機器で管理しておりますので、例えば基準が0.1以上でございますが本町の場合は0.2以上を目標に行っておりますが、例えばそれが0.3だったりといった多少の前後、あとは色につきましても多少の濁り等はございますが、飲料水としてのものにつきましては適格と判断してございます。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。

9番（石垣正博君） その辺のしっかりと毎日見ておく、これは非常に大事なことであります。この水源管理、これは大変大事でありますので怠りなくそれを行ってほしいということでございますが、先ほど申し上げましたが、この水道事業にかかわる職員の専門の方が、専門にやっている方が、技師が兼務でありますよね。果たしてこの町、町民が継続して安心した水を飲んでいくために、そういうような技師の方々が兼務をしておるといふこと自体、私は違うんではないだろうか。しっかりとやっぱりそこに根づいていないと、どっち行ったりこっち行ったり、あるときは水道事業だと、あるときは建設事業だ、あるときはこちらだということではしっかりとした体制がとれないんではないかと私は思うんですよね。

先ほども課長のほうから話があったんですが、民営化、これは採算合わないということでございますけれども、果たしてそうなのか。どのぐらいじゃ計算をして、それが民営化と合わないということがわかったのか。例えば、下水、水道または農集排、また合併浄化槽、これらの包括的な民間委託だっていいんでないでしょうか。何も水道事業ばかりでない。それを一括にまとめて、そして民間委託することも、職員が大変だから何か起こらないためにしっかりとそこを管理していくということが私は大事だと思いますが、もう一度その民間委託というものについてお聞きをしておきたい。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 水道事業の、水道の場合ですね、広域的に水源池、広域的に組織を組んで、そこから給水、購入をしてるわけであり、さらには下水の場合は吉田川の大和町にあるように処理場が広域的に組んでやってるわけでありまして、そうした中でやはり一自治体が民間委託というわけには私はいかないと。そうした中で民間委託になりますとなかなか大郷町、課長が説明したとおり、まだまだ民間に委託するまででないわ

けでありまして、十分に職員が対応できるということで私は思っておりますので、民間委託は全く考えておりません。今後もしっかりと水道の職員の資格を取っていただいておりますけれども、有資格者をしっかりと配置しながら安全で安心な水を、生活水を送るよう努めてまいりたいと思っております。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。

9 番（石垣正博君） 安全で安心な水を供給したいと、しかしながら体制はみな兼務ですよ。果してそれで言えるか。違うでしょう。しっかりとした皆さんを置いて、そして水道管理をしていくんでないですか。安全安心な水だったらば、私はそう思いますよ。

そんなことで、この水質というものを検査を行っているということで、毎日行っている、これは先ほども申し上げましたが大事だよと。その中で検査を行っている中で果たして何か問題はなかったか。先ほど点検巡視をしているということで、何ですか、目視で見ているというの、これも一つだと思いますね。それとやはりその濁りであったり色だったり、それから消毒、または臭気、こういうのはやはり毎日やるべきだろうと、そう思います。

それと同時にですね、今言った水質検査、毎月1回行われている。しかしながら、この28年度の大郷町の水道水質検査計画というものがありますよね。これね。この中の内容を見ますと水質検査は全項目検査において年4回と書いてありますが、果たして年4回やっておられますか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

今石垣議員さんがおっしゃられました大郷、28年度の大郷町水道水質検査計画のことだと思いますが、こちらは町のホームページのほうでも公表してございます。町のほうの水質検査につきましては、この検査計画に基づき実施してございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。

9 番（石垣正博君） それではちょっとお尋ねしますが、4回ということで実施してるということですよ。はい。その中で、4回実施している中で何かこれまでに問題といいますか、これはちょっと濃度が高いよな、または検査結果がこうだよなという何か問題等はありませんでしたか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

特にございませんでした。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。

9 番（石垣正博君） この水質検査計画、ここにあるわけですが、原水の種類、水質状況及び水質管理上の留意点とございます。そして東成田水源、これは深井戸であります。水質概要として東成田水源は1年を通して安定した水質を保持しているが、含有する微量ヒ素及び高いpHの監視が必要であると書いてあります。私がちょっと引っかけたのは、このヒ素ということ、これってあのカレー事件にもあったよな、そのヒ素があると。このヒ素というのは以前からあったのかどうか、以前からずっとこの深井戸にあったのかどうかと、今検査で、本町の検査では0.003ミリグラムと書いてます。基準が0.01ミリグラム、これ1リットル当たりですね。基準とは大分格差があるわけでございますが、このヒ素自体が要するに蓄積をしてくるとどうなのやと。人体にどうなのかと。もう一つ、このpHということについて、これどういふのかお尋ねを申し上げたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

まず、ヒ素の件でございますが、こちらにつきましては東成田水源は深井戸から取水いたしました原水でございますが、こちらにつきましてはごく微量のヒ素が含まれてございます。ヒ素につきましては、水道法に基づく水質基準で0.001ミリグラム／リットル以下と定められておまして、人が生涯にわたり連続的に摂取いたしましても人の健康に影響が生じないような水質基準をもとに厚生労働省のほうで定めてございます。

東成田のヒ素につきましては、0.003ミリグラム／リットル程度で、基準値の3分の1以下となっておりまして、現時点で水質に問題はございませんが、今後も注意して監視を続けながら安全で安心な水を供給するものでございます。

もう一点のpHの高濃度という点でございますが、ちょっとこちらにつきましては今手元に資料がございませんので、よろしくお願ひします。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。

9 番（石垣正博君） 前から検査対象だったの。

議長（石川良彦君） 前から検査項目に入ってたかということです。

地域整備課長（三浦 光君） これにつきましては、以前、以前というか、私が地域整備課に来てからの検査結果の内容しかちょっと見てないんですが、以前からあったかどうかについてはちょっと確認はしてないんです。

が、自然界の中に含まれるヒ素の部分かと思っております。（発言者あり）こちらの検査項目につきましては、大郷町だけじゃなくて黒川地域内、さらには県内のどの自治体でもやってる検査項目かと思えます。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。

9 番（石垣正博君） 課長の答弁でふっと思ったんですが、本町の1リットルの基準がですよ、このヒ素の基準が0.001という基準だと言いましたね。ミリグラム、これ違うんじゃないですか。これ本町が0.003ですから、じゃ本町が高いということですか、基準より。これ違いますよね。要するに0.01ミリグラムって1リットル当たり0.01ミリグラムですよ。

まあそういうことで、やはりヒ素、またはそういうものというのは非常に怖いという訴えが、その中で水道に自然だからいい、そうではない。

それと、もう一つ、長崎水源がありますよね。これも深井戸でありますね。この水質概要の中で高濃度鉄並びにマンガンの除去に配慮した水処理が常時必要と書いてあります。しかしながら、休止中とあります。

この内容について、ちょっとお伺いをいたします。

議長（石川良彦君） 地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

まず、初めに先ほどのヒ素の基準値の件でございますが、基準値につきましては0.01でございます。したがって、出ている水につきましては、0.003でございますので、よろしく願いいたします。大変申しわけございませんでした。

長崎浄水場の件につきましては、こちらにつきましては、ただいま休止してございます。こちらについては休止している内容等について、大変申しわけございませんが、ちょっと把握してございませんが、現在はこちらにつきましては、浄水施設ではなくて中継ポンプ場としての役割として利用してございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。

9 番（石垣正博君） 今の長崎のあれは中継といいますけれども、これ何か浄水場関係のなんでしょう。どういう、調べてないということかな。ああそう。はい、わかりました。そういうことで、やはりしっかりとこの辺を対応しておかないと困るよなと思えます。

そして、先ほど課長のほうから残留塩素という話が出ましたよね。この残留塩素の濃度というもの、これ今我々が飲んでいる水、これは質というもの、質の、何ていうかな、重視する傾向にありますよね。今ね。例えば六甲の水だったり富士山の水だったり、質のいいものを飲みたい。

そんな中でこの残留塩素濃度、我々が家庭において水を飲む、その中でどのぐらいの残留塩素濃度があるかということは各家庭をピックアップして調べたことがありますか。

なぜ聞くかという、ある家庭の主婦の方がこういう話をした。今水飲んでるけれどもカルキ臭くて塩素が、ちょっと濃度高いんじゃないだろうかなと、そういうような話を聞きました。このことについて、他、この近隣の町村の塩素濃度とどうなのか。対比して、要するにもし高いというならば、それ低くすることはできないのかどうか、やはり我々飲む水、安全と同時にやっぱりおいしい水っていうか、そういう水を飲みたいというのは、これ要望だと思います。その辺はどのように思っておられるでしょうか。

議長（石川良彦君） 地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

残留塩素濃度につきましては、水質基準で0.1ミリグラム／リットル以下となっております。また、厚生労働省の数値におきましては水質基準ではございませんが、水質の管理目標として残留塩素は1ミリグラム／リットル以下となっております。大郷町におきましては、残留塩素は東成田浄水場並びに中村第2配水池で注入いたしまして各世帯へ配水管を通り給水までの時間に比例いたしまして減少しております。末端の給水で0.2ミリグラム／リットル以下となるように目標を設定し、管理を行っているのが実情でございます。

また、夏場におきましては水温の上昇とともに残留塩素の減少する傾向が強くなりまして、末端の給水における残留塩素濃度を保持するためには浄水場や配水池の近くでの残留塩素濃度が高くなりがちでございますが、管内に停滞いたしました水を廃棄または管内の水質を均質に保ち、浄水場や配水池でも0.4から0.3ミリグラム／リットルで配水できるように水質管理を行っているのが実情でございます。

また、各家庭における残留塩素濃度の測定ということでございますが、こちらにつきましては毎日検査のほうで一部個人の方のおたくの水をお借りしまして濃度を検測してございますが、町を全体的に抽出いたしまして濃度をはからせてくださいといったような実状は今までございません。以上でございます。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。

9番（石垣正博君） まあそうやっておりますということで、そういう声が町民の皆さんからも聞こえてくるよということでございます。そういうこ

とで、今いろいろ聞いてまいりましたが、本町におきます浄水場または配水池数カ所があって、この浄水場の中で先ほど課長から話しあった塩素方式、塩素と言いましたよね。塩素方式ですよ。要するに塩素を中に入れて処理する浄水処理方法ということで、この水質検査結果がありますよね。これを見ると東成田浄水場が塩素、それから長崎浄水場、これ前塩素急速ろ過除鉄・マンガンというふうに書いてありますけれども、この中でやはり私が心配するのは、以前にどこの新聞だったか出ておったんですけれども、その中でこの塩素より強い菌があるっていうことであります。クリプト何々菌だか、クリプト菌というんですよ。それなんか大発生いたしますと、この塩素で効かない。その場合どうするのかということになりますが、やはり一番はこのろ過方式、ろ過方式と塩素方式、この2つがあるそうですが、そのろ過方式を採用したらどうだということなんですよ。

で、見ますと東成田の浄水場、これは塩素であります。塩素方式です。ですから早くこれをろ過方式に直しておくべきだろう、私はそのようにふと思いましたが、この辺はいかがお考えでしょうか。

議長（石川良彦君） 地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

ただいま石垣議員が申されましたとおりに東成田浄水場は塩素方式で行ってございます。毎日検査等施設の点検の際にも必ずといっていいほど検査もしてございますし、特段問題もございませんので、今のところは塩素方式で今後も進めていくところでございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。

9番（石垣正博君） その辺をもう少しちょっと考えてほしいなど、なっからばっかりでは、これ遅い。どのぐらい予算かかるかというのは私もわからないで話をしていますけれども、大変なお金がかかるのかなということもありますので、財源のこともあるかと思えます。その中でこの水質基準、今までお話し申し上げましたが、この水質基準だから、以内だからそれでいいということではありませんよね。微量だからいいということではないですよ。間違いなくないのが、全くないのは、これ一番ですよ。今後何起こる、何かが起こるかとはわかりません。その中でやはり私がお話したいのは、この水質管理というものの強化、これを図っていくべきだろうと、そのように思いますが、これは町長のほうにお願いを申し上げたいが、いかがでありますでしょうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 先ほどさまざまな数値提示したわけでありましてけれども、あくまでもこれは基準の数値だということです。その中でそれ以下になるように町として努力しながら安全な水道を家庭に送水するように努力していきたいと思っております。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。

9番（石垣正博君） その辺ですね、しっかりと対応のほうをお願いを申し上げたいと思います。

この施設、または配水管、水道管、機械、そういうようなもの、そして古くなっていると、そのように私は判断をいたします。なぜならば、27年度のこの決算書を見てみますと、その中のバランスシートの中の有形固定資産、それらについていろいろ減価償却率というものを出して見ますと、建物、これが81%であります。建物が81%ですよ。償却ね。別です。それから構築物、これが45.1%でありました。それから機械装置、これが何と94.9%であります。約95%の償却をしているということですね。当初2億1,900万で買った機械が今は2億800万ほど償却をして未償却が1,100万ほどしかなくなってきて、要するに償却するものがなくなってきてんだよね。そういう状況ですね。私はその更新、または老朽化が大分進んでいる、これは大変なことだなと、私はその決算書から判断をいたしました。いつ機械が故障するかわからない、または大きな地震があるかもしれない、特にこの東日本大震災みたいなね、その場合どうするんですか。3億幾らすぐ出せますか。水はこれ絶対ですよ。どこから持ってくるんですか。そのお金。3億3,100万あつから、ああ3億あるからいい、これで買えとか、そういう状況ではないんですか。この耐震の状況、施設の耐震の状況はどうなのか、ひとつお聞きを申し上げます。

それと……

議長（石川良彦君） 一問一答でありますので、そのこと。

9番（石垣正博君） じゃ、それをお願いを申し上げます。

議長（石川良彦君） 地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） 現在ですね、耐震化されている水道施設はございません。中村第2配水池のみ耐震診断を実施いたしておりますが、想定されます最大地震が発生しても基礎部分に問題は発生いたしますが、配水池本体には影響が出ていない結果を得ています。

ただ、町内のほか水道施設につきましては、御存じだと思いますが、当然老朽化が進んでございまして、水道施設全体の資産の現状調査、財

政的な計画を立てながら耐震補強を含めた改築更新計画を進める必要があると思っております。以上でございます。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。

9 番（石垣正博君） 何か今の答えですね、そういう思いがあるということで、あっても、思いがあってもできないと、どういうことでしょうかね。それね。私は非常にこれは納得いかないなど、そのように思います。やはりしっかりとその辺を見ておられるということはわかりますが、いざそれをいかに実行に移していくかということが大事だと思いますよね。ただ見て検討するだけでは誰でもができるんです。しかし、それをどのように具体化していくのか、それが大事ではないでしょうか。

それと、いつだったかちょっと忘れてましたが、国会でたしか予算委員会でございました。お昼休み途中からちょっと見たんですけれども、こういう予算が出てました。400億円の予算でしたね。これは何かといいますと生活密着型のインフラの点検または調査ということで国が初めてこういうような予算を出してきたと私は思いますけれども、要するにトンネルとかまたは下水、水道、そういうようなものの点検をしると、そういうことでこの予算を私は出してきたと思いますけれども、この予算について、本町はもう既に何か来ておられるのかどうか、この予算。

ということは、施設が老朽化をしてどんどんどんどんどうにもならない状況になる、それよりも早くやれと、やはり老朽化対策として予算確保というのが非常に大事だと思うんですよね。その予算確保を国、県に対してどのような要望を町としているのか。ただ単に今あるものそのまま、ああいいよ、健全な経営なされているからいいよと、それだけで済んでいるのかどうか、それも含めて伺いをいたします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 今石垣議員心配してるとおりでありますけれども、我々が町村会としてさまざまな水道の、先ほど申し上げましたけれども、石綿セメント管の布設がえなり、さらにまた下水なり、さまざまな施設が今老朽化しております。そうした中でそれら等について補助、さまざまな補助事業がなされるように今国に要望活動をしてるのが実情であります。

議長（石川良彦君） ここで、10分間休憩といたします。

午 前 1 1 時 0 2 分 休 憩

午 前 1 1 時 1 1 分 開 議

議長（石川良彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

石垣正博議員。

9 番（石垣正博君） いろいろこれまで申し上げてまいりました。このことについては、大変大事なことであり私は思います。ただの話だからって聞き流してほしくございません。本町の水道管総延長、どのぐらいあると思うのでしょうか。これ159キロメートルあるんだそうですね。159キロ、こっから福島か福島の途中まで行くんでしょうか、そのぐらいの距離数であります。その中で40年近く、またはそれを過ぎて、またはそれをもうちょっとになるというような、そういうような法定耐用年数がきているもの、それが35から36%あると聞いてございます。そうしますと単純に159キロあるものの35%と設定すればですよ、そのことはもう55キロメートルですよ。それを布設がえしなければならない。送水管、配水管もしかりであります。その中で1キロメートルを布設がえをするということであれば4,700万ほどかかると聞いております。そうすると単純にこれを掛けますと、55キロ掛けますと25億8,000万の金がかかる、どうですかね。こんなに大きな金がかかるんですよ。大変なことですよ。

それで今、じゃ水道の布設がえはどうしてるんですか、計画的に行われていますか、行われてないよね。だって今までこの布設がえをしてるのは要するに道路改良工事等に合わせてタンミングを図って布設がえをしてるのが現状でしょう。じゃ昨年の道路の改良工事どのぐらいやりましたかって、それを見ますと1キロ以内ですよ。2キロ、あとはずっと見ても2キロ以内ですよ。道路の改良工事がですよ。年間。といいますと、55キロをやるのに2キロしかやれない、最大で、そうすると28年も29年もかかる。布設がえが。その間新しいものが古くなってきますよね。この辺どう思いますかね。そういう考えをしっかりと頭に持っていないと計画も何も立てられない、3億3,100万があるからいんだよと、そうではないでしょう。どうなんですか、その計画というもの、これは町長の所管でしょうから、よろしくをお願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。先ほどのことに対してクリプト菌について、まず答弁を求めます。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） 先ほど御質問いただきました東成田浄水場の件でございますが、菌の名称がクリプトスポルジウムというものでございまして、これにつきましては51項目の検査内容のほかに年4回東成田浄水場のほうで検査を実施してございまして、今ところ異常等は見つかってございません。以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 先ほどの答弁で申し上げましたけれども、未整備地区につきましても14キロでございます。そうした中で町といたしましては、その距離につきましても計画的に年次布設がえをいたしております。

さらに道路の建設等でありましても、道路の建設あるいはまた改良工事があればあわせて一緒に工事をしていただいているというような答弁でありました。そうした中で今後も計画的に石綿セメント管の布設がえ工事を進めてまいりたいと思っております。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。

9番（石垣正博君） 今ちょっと私石綿セメントって言わなかった、14キロって言わなかったですよ。何ですか、その14キロというのは。石綿セメント管ですよ。私が言いたいのは、水道の布設がえを計画的にやるべきではないだろうかって私は言ってるんですよ。それはどうなんですか。

議長（石川良彦君） そのことが石綿セメント管の布設がえになる。別の管のことを言ってるんですか、石垣議員。

9番（石垣正博君） 総体の55キロをどうすんだということですよ。全然聞いてないじゃないですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 本管、石綿セメント管を布設がえすることによって、そうした中でさらに私的に水道管を布設する分については、それは町としては広域なり全て負担をしておりますのです。そうした中でその部分につきましても、施設に個人的に布設がえするのは町として携わらなくて指導してる部分でありまして、町としても本管の石綿セメント管の布設がえについては14キロ計画的にするということでございます。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。

9番（石垣正博君） 私が言ってるのは総体の計画をどうすんだと、計画をつくるのかつからないのか、どうですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

先ほど御質問ございました石綿セメント管を含めた中での老朽管の対策で今後の計画ということでございますが、現在は計画に基づいた整備ではなくて鉄布設年次から拾って耐用年数が40年近くなったような老朽管をメインに整備してるのが現状でございます。今後は老朽管の状況を洗い出し整備して、台帳等を作成とまではいかないですが、そういったものを整備して、できれば年次計画、財政的なこともございますので、

必ず年次計画どおりに進むかというのは、はっきりと申すことはできませんが、水道管が地震等で影響が出ないような、そういった方向を目指しながら老朽管の整備を進めてまいりたいと思います。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。

9 番（石垣正博君） これは、ここに子供さんがいっぱいおられますよね。安全で安心な水を提供しなくてない、先ほどのクリプト菌がないというような話でございましたけれども、要するにこれらが大発生をしますと、その管の水を飲んだ人は異常を来してくるということですから、その辺は十分お願いを申し上げたいと思います。

そんな中で計画が何もできない、計画も何もない、行き当たりばったりの水道の布設がえをやっている、または今からもそうする、それでいんでしょうかね。私は違うと思いますけれどもね。

議長（石川良彦君） 石垣議員に申し上げますけど、自分の思いでなくて質問に撒していただきたいと思います。一問一答でありますので、よろしくをお願いします。

9 番（石垣正博君） そういうことで、今布設がえをすとなれば先ほどの石綿セメントだって14キロあるんでしょう。6億8,000万もかかるんです、7億、これどっからお金持ってきてるのか、そういうふうに思います。

まあこの石綿セメントについては、漏水というのが非常に心配されますよね。この漏水の箇所、これをちょっと見てますと、23年度では45件ありました。24年度27件、25年度以降は10件程度で推移をしていることではありますが、有収率を見た場合にはもっとあるだろうと。もっと流れて無駄なのがあるだろうと、私はそのように思っております。そんなことで、先ほど石綿セメント管の話が出ましたが、本町の約8割は硬質塩化ビニルですよ。そしてその硬質塩化ビニルが非常に問題を起こしているということでしょう、今、35%、36%の耐用年数を超えているのがあるということでございます。その辺ちょっと考えなきゃない。要するに我々が文化会館を見たって公共施設を見て、ああこれは古いよな、これは直さなきゃないな、それはわかります。しかしながら、もっと地下には財源を必要とするものがいっぱいあるということですね。何十億と、この辺が問題だと私は言いたいんです。

冒頭にも申し上げましたが、ちょっとお聞き申し上げます。先ほどの地方公営企業の抜本的な改革等の取り組み状況どうなんだ、これはどこから来たんですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

総務省のほうでございます。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。

9 番（石垣正博君） この法務省から来た質問に対して本町では、こう答えている。実施状況、抜本的な改革の取り組み、現行の経営体制を継続していくよ。そしてその理由は、現行の体制で健全な運営が行われているから。どうでしょうか。今までいろいろ物を申してきました。果たしてそうか。で、今後はっていうと、これまたちょっと文面がわからない。工業団地や宅地造成、大きく変化した場合、これらを見込んでその民間手法を導入する、検討をする、これが必要になるかと思われる。何ですか、この文章。なるかと思われる。これを総務省に出してる。ではないでしょう。なるんです、必ず、断定ですよ、なるかもしれない、これ投げやりじゃないですか。この文面、どういう出し方をしてる。これ、誰がこういう文面を出したのか。これはトップも見てんでしょう、これ出せないよね。現行の経営体制を継続していくとありますが、しっかりとした危機管理、危機意識が全く欠けていないですか。老朽化対策どうするんですか、町長。よろしくをお願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 老朽化対策につきましては、計画的に改善しながら、さらにまた国県のさまざまな補助事業等あるいはまた新設事業等が、補助事業等があれば、そうした中でそれら等について積極的に働きかけながら、さらには今町村会、先ほど申し上げましたとおり町村会でさまざまな要望活動しておりますので、それら等を踏まえながら解決してまいりたいと、こう思っております。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。

9 番（石垣正博君） 財源が伴うから計画が立てられない、どのようなことでしょうかね。そして安全安心な水を今から供給していきます。ああそう、どうやって、どうやって継続、安全安心な水をつくっていくの、私はその辺がちょっとわかりません。

そんなことでね、この水道事業というものについて、水道事業会計、これが自己資本比率36%で計算してみました。全国平均65%だそうでございます。余りにも乖離がありますよね。果たして本町独自で、この水道事業というものを、このまま持続、継続していくとお考えかどうか、町長の所見をお伺いしておきます。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 町は一つの自治体でございます。そうした中でやはり独立でありますので、積極的に国なりの補助等受けながら意欲的にこのまま独立して進めてまいりたいと、こう思っております。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。

9 番（石垣正博君） どうやって持続していくかということを私聞いたんですけども。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（赤間正幸君） 何回も石垣議員に申し上げておりますけれども、国等のさまざまな事業等々先取りしながら、そうした中でさらに町村会等々と一丸となって要望活動しながら、さらなる新規事業等取り入れながら対応してまいりたいと思っております。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。

9 番（石垣正博君） それしか今の現状でないのかどうか、非常に残念なことでございます。時間もなくてちょっと二、三お尋ねしたかったんですが、1つ、この回答で、回答書いただいております。時間がなりました。ちょっとだけありますが、この水道料金、これについて1つだけ聞いておきたいんですが、今の現状でこの給水人口の減少、または今言った老朽化対策等を含めると相当お金、料金が上がってくるんじゃないかなと懸念してはいるんですが、その辺はいかがでございましょうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 町では積極的に企業誘致しながら定住化を促進しております。そうした中でそれら等について本町に張りついていくことによって水道の給水も順調に推移するものと期待しておりますので、水道料金につきましては、現状どおりで推移してまいりたいと思っております。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員、これで時間でございます。

以上で、石垣正博議員の一般質問を終わります。

次に、1 番赤間茂幸議員。

1 番（赤間茂幸君） 通告に従いまして一般質問いたします。議員番号 1 番赤間茂幸。大きく 2 点、高齢者対策について、定住促進対策について質問いたします。

高齢者対策について、大きく 2 点。高齢者対策としてお祝い金の支給、高齢者への配慮等保護する政策が中心であったように思う。長寿社会になった今日、優しくいたわってあげなければならない高齢者の方がいることも事実である。その前段として、みずから学びたい、健康づくりに取り組みたいと意欲を燃やしている高齢者がいるのも事実である。福祉

行政の面でこうした方々に対しての施策が欠けているのではないかと考え、2点について質問する。

(1)高齢者学級の開設について。

高齢者であっても学習意欲の旺盛な方はたくさんいる。ニーズも一様ではなく、多様化し、高度化していると考えるが、高齢者のニーズに対応し、生涯にわたる学習機会が充実することは本人の感受性を磨き、認知症を防止することになり、本人にも社会のためにも有益であると考え。特に現在、団塊の世代が大量に退職した現状において高齢者学級を開設することが必要であると考え、町長の所見を伺う。

(2)健康づくりについて。

老いても健康でありたいというのは本人はもとより家族の願いである。北海道幕別町では、保健・福祉・医療の連携による高齢者等の健康づくりを図る中核施設を整備し、その周辺に高齢者の健康増進や障害者の機能回復を目的とするゲートボール場、ジョギングコース、パークゴルフ場等を整備している。また、教育民生常任委員会で視察研修した鳥取県湯梨浜町ではウォーキング公認指導員によるノルディックウォーキング教室を開催し、町民挙げて健康増進を実施していた。本町においても高齢者等の健康増進施設を整備すべきであると考え、町長の考えを伺う。

定住促進対策について。

本町は人口減少を食いとめるため、それなりに工夫もし、鋭意努力している。若者が流出し人口は下降線をたどっており、必然的に高齢化率は急速に上昇している現状にある。人口を増加させる近道は社会増、つまり町外の人を町内に転入させることと考える。会派で視察した熊本県玉東町の定住促進対策は田園地帯の宅地造成を町が実施し、466人の人口増になり、特に30代から40代の世代が転入し、子供の世代の人口増となっている。奨励金の手当も厚く実施していた。きれいな魅力ある町並みを形成し、住む人には愛着と誇りを、住んでいない人は憧れをスローガンに職員が生き生きと仕事をしているように感じられた。

本町での定住促進のための具体策について伺う。

(1)町有地を宅地造成し、町外の人に分譲し、人口増加を図る考えは。また、田園地帯の宅地造成を町が実施する考えはあるのか伺う。

(2)もし宅地造成を町が実施する場合、分譲の支援策として一定期間無償で事後有償譲渡と、一定期間有料で事後に無償譲渡、2つの方法が考えられるが、具体的構想はあるのか。

(3)定年後の居住地として田舎志向が強くなっている。定年退職者への住宅支援に対する考えについて、定年退職者が転入しても人口増にはなるが、活性化につながらず高齢化を高めることになる。こうしたことから希望者の年齢制限をするのかどうか伺う。宅地造成による人口増加は立派な施策ではあるが、それなりの問題点もある。

以上、3点について町長はどのように考えているのか伺う。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 赤間茂幸議員さんの質問に対して答弁をさせていただきたいと思えます。

初めに、高齢者対策の「高齢者学級の開設」について答弁いたします。

本町では、高齢者が健康で明るく豊かな人生を過ごすために生きがいを見つけるため、平成13年度からハツラツ倶楽部として、平成27年度から喜楽喜楽倶楽部として年6回ほど学習会を実施しております。平成26年度は延べ159名、平成27年度は140名、平成28年度は155名の参加をいただき、健康に関する講座や実技、生きがいづくりのための講座等毎年工夫を凝らした学習会を実施いたしております。

また、団塊の世代も対象となる学習会は喜楽喜楽倶楽部はもちろんのこと、レディース倶楽部・メンズ倶楽部・趣味教養講座等ほとんどの講座でそれぞれの年代を対象としており、受講可能でございます。これからも多様化・高度化しているニーズに対応するため工夫を凝らした学習の場を提供してまいりたいと考えております。

次に「健康づくり」について答弁いたします。

高齢者等の健康づくりについては、介護予防における健康寿命対策事業として、元気アップ教室やスポーツを楽しむ会を実施しており、分館や海洋センターなどの施設を利用した健康教室や体力測定などの事業を行っております。また、町民の健康増進、メタボの予防と解消などを目的とした運動習慣のきっかけづくりとして味明地区と粕川地区のウォーキングマップを作成し、広報での周知と希望者への配布を行っております。

生涯スポーツとしては現在、町の総合運動場を使って町内外の高齢者の方々などを集い、ゲートボール大会やグラウンドゴルフ大会など行われていますので、このような既存の体育施設を有効に活用しながら高齢者の方々が気楽に参加し、健康づくりができるような教室の開催なども検討していきたいと思っております。

2番目の「定住対策について」に関する質問に答弁をさせていただき

ます。

平成27年度に策定した大郷町まち・ひと・しごと創生総合戦略の4つの柱の1つの柱が「移住・定住の促進」であります。本町人口の将来を展望した場合、若者の移住・定住、人口構造の若返りは大きな目標となります。

本町での定住促進対策のための具体策に関する1つ目の質問についてであります。現在造成工事を進めている高崎団地分譲を平成30年4月を目標に販売を開始したいと考えております。

なお、町外からの多くの移住者も受け入れられるよう、2年以内に住宅地を建築した子育て世代の方を対象に補助金を交付する住宅取得支援事業を計画しております。また、田園地帯の宅地造成ですが、平成27年3月に策定いたしました「大郷町総合計画」にのっとり、民間活力等を導入した住宅団地整備を計画してまいりたいと考えております。

2つ目の質問ですが、多くの方は住宅を建築する際には住宅ローンを利用されると考えられますが、その条件として土地・建物に抵当権が設定されます。したがって、まずは分譲地を買い取りしていただくこととなります。

3つ目の質問ですが、町有地の分譲に当たり年齢制限を設ける予定はございません。議員がおっしゃることは危惧されますが、人口の減少に歯どめをかけることが第一と考えております。若者の移住促進するため、住宅取得支援事業の中で補助金の交付を行ってまいりたいと考えております。

以上の施策により、定住促進対策を行ってまいりたいと思います。以上でございます。

議長（石川良彦君） 1番赤間茂幸議員。

1番（赤間茂幸君） じゃ、再度質問させていただきます。

私も今分館長やっております。長崎のね、それでハツラツ倶楽部、喜楽喜楽倶楽部ですか、高齢者教育の推進ということで（高齢者学級）と書いてんですよね。そんな中でやっているみたいですけども、実質私自身もメンズ倶楽部何回か参加はしてるんですけども、いまいち広報活動というのかな、参加者が少ないように私は感じるんですが、分館長、どう思われますか。

議長（石川良彦君） 誰、公民館長ね。（「中央公民館長」の声あり）はい。

答弁願います。公民館長。

公民館長（遠藤 努君） 年々ですね……（「立って」の声あり）年々同じ人が

参加という形で人数は少なくなっておりますが、いろんなアイデアを設けながらPR活動をして新規の方が受講していただくように、これからも努めてまいりたいと思います。

議長（石川良彦君） 赤間茂幸議員。

1 番（赤間茂幸君） これからも、より多く皆さんが参加できるように広報活動、よろしくをお願いします。

健康づくりについて、再度質問いたします。町長は今、既存の施設をもって健康づくりを図っていくと、健康づくりができるような教室の開催なども検討していると言いました。あしたでしたっけかね、羽生のところにゲートボール場、屋根つきのゲートボール場ができて、あしたこけら落としと聞いております。私、実は11月からゲートボールを始めまして、先週赤倉のほうにゲートボール、1泊を兼ねて行ってきました。そこにはそういうゲートボールできる施設が2面、できる施設がありました。大衡にも役場の近くに公民館としてゲートボール場あります。大郷としても、これからますますそういう高齢者の人たちがふえてくると考えます。そうした中でそういう屋根つきのゲートボール場、運動場、ゲートボールができる、パークゴルフができるような施設をつくってもられないかなと考えてますけれども、町長どのようにお考えですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 今、町としてゲートボール場、野球場の隣、町の条例上はソフトボール場でありますけれども、そこをゲートボール場として活用していただいております。

さらに屋根つきということでもありますけれども、冬場は大松沢の体育館、社会教育センターの体育館を利用して冬場は利用していただいておりますので、町としては今のままでそのままゲートボール場として利用していただきたいと、こう思っているところであります。

議長（石川良彦君） 赤間茂幸議員。

1 番（赤間茂幸君） 町長は、今のところつくる気はないと、既存の施設でやってくださいということですよ。私強く言われましてね、町としてもそういうゲートボール場をつくり、子供さんたちの交流も深めながら高齢者が一緒になって小学生とか中学生とやっていけるような、そういう施設があればもっともっと子供さんたちとも交流できるのかなと思っています。なのでね、高齢者の方からぜひにということで、そういうことでね、町長にもそういう意見も耳に入れてもらって検討してもらいたいなと思います。

続きまして、定住促進についてなんですけれども、町としては今鶉崎に着工していますね、高崎団地ですか、その分譲を考えているみたいなんですけれども、私的にはそこだけでは何人も、例えば400名とか500名、人口ふえるのか、そういうわけにはいかないんじゃないのかなと思います。また、長崎地区のほうにも後沢田の地区にも住宅ができるような計画もあるみたいなんですけれども、それも10から10戸程度の宅地になるような感じであります。なのでね、もう少し町長には住宅を、大衡なんかもしっかり建ててますし、その辺をもう少し積極的にやってもらいたいと思います。町長、もう一回お願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） やはり宅地分譲でありますけれども、まずもってその地域の方々、所有者、土地の所有者の方々が各整理組合を立ち上げて、そうした中でまず造成して分譲、組合として分譲していただくのが一番のベターかなと思っております。町独自の分譲地、全くそのとおりに思います。しかし、なかなか町としても今さまざまな事業等抱えておりますので、そこまでがまだ手を伸ばすわけにはいきませんので、まず地権者の方々をお願いをしながら、そしてまた民間の不動産屋なりそういうハウスメーカーさんをお願いしながら、今後住宅団地の造成等を促進してまいりたいと、こう思っております。

議長（石川良彦君） 赤間茂幸議員。

1 番（赤間茂幸君） 積極的にやってもらって人口増を、ふやしてもらいたいと思います。玉東町はミカンの産地だったんですよ。田畑が主ではなかったもので、そういうこともできたのかなとは思いますが、大郷町としても、やっぱり周りがそうやって人口ふえてんののに何で大郷だけふえないのという形になってきてるので、町長、もう少し力を入れてやってもらえればと思います。より一層まちづくりに力を入れてもらって活力あるまちづくりに邁進するよう、よろしくお願いします。

一般質問を、終わります。

議長（石川良彦君） 要望ですか。（「はい」の声あり）できれば質問、一般質問についてはまずいいですけど、今後質問に徹底していただくよう、よろしくお願ひしたいと思ひます。（「はい、わかりました」の声あり）

以上で、赤間茂幸議員の一般質問を終わります。

次に、4番石川壽和議員。

4 番（石川壽和君） 通告に従ひまして一般質問させていただきます。前の議員が少し、もう少しお昼までやるのかなと思ひてのんびりと構えてまし

た。申しわけございません。今回3点ほど質問させていただきます。

ちょっと細かい質問になると思うんですが、まず1点目、eスタイルおおさとについて。

脱メタボリックシンドロームの取り組みを「eスタイルおおさと」と呼び、対象者への指導を行っている。担当者の方々が今まで努力をされて特定健診の受診率は年々伸びているようでございますが、メタボリックシンドロームについて、次の点をお伺いいたします。

1番、メタボと診断され指導を受けた人の年ごとの推移。2番目として、指導を受けない人の理由でございます。3番目、メタボに対する町の全職員の意識というのはどんなものなのかお伺いをしたいと思います。

大きな2点目、「町民の定住にも手当てを」という題で質問させていただきます。今、赤間議員からの質問にもございましたけれども、町外からの移住者の住宅支援、新築支援と、例えば町民が実家から離れて町内に住宅を新築した場合の支援内容の比較についてお伺いをいたします。例に町内に新たに実家を離れて新築した方にも同じような、町外から移り住んできた人と同じような支援策をとるべきではないかと思って質問させていただきます。

大きな3点目、国民健康保険の無使用の方に光を当ててはどうかという事です。国民健康保険を1年間まるっきり使わなかった町民、いわゆる病院のお世話にならなかった町民が大勢いると思いますが、データはあるのかどうなのか。また、対象となる方に何か光を当てられないか。例えば建町記念日に表彰するとか次年度の住民健診を全て無料にするとかなど、あとは小さいことですが町の広報に1年間病院のお世話にならなかったということでお名前を掲載するとか、そんなことができるのか、所見をお伺いいたします。よろしくお願いたします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 石川議員さんの質問に答弁をさせていただきたいと思っております。

質問の1つ目、eスタイルおおさとについて答弁をいたします。

初めに、大郷町におけるメタボリックシンドローム該当者の割合は、平成20年に31.0%、平成21年度に33.5%となり県内で2年連続で一番高いという不名誉な状況にありました。反面、予備軍の該当割合は県内で一番低いという両極端の状況にありました。そのような状況を踏まえ、平成22年度から特定保健指導の一部を外部委託し、「eスタイルおおさと」として指導体制の拡大を図るとともに、平成25年度には「第2期大

郷町特定健康診査等実施計画」を策定し、平成29年度のメタボリックシンドローム該当者の割合を平成20年度を基準として10%減少させることを目標として掲げ、保健指導に努めてきたところでございます。

該当者の割合につきましては、平成22年度以降減少傾向に推移しており、平成24年度23.2%、平成25年度22.4%、平成26年度18.8%と減少の傾向にございます。

1つ目の質問であります。メタボと診断され指導を受けた人の年ごとの推移については、平成24年度28.1%、平成25年度29.7%、平成26年度26.7%と参加率は上昇傾向にあり、その結果が該当者の割合の減少にあられてきていると思われま。

次に、2つ目の質問の指導を受けない人の理由についてですが、特定保健指導へ参加しない方に対しては職員による聞き取りを行っております。その状況を見ますと、既に通院や服薬を受けている方、仕事が忙しいなど時間がとれない、自分で対応できる、受ける気持ちがない、などという理由となっております。特定保健指導により疾病発症との関係を踏まえた生活習慣の改善に向けた動機づけができると考えられることから、引き続き保健指導の利用勧奨に努めてまいりたいと考えております。

次に、メタボに対する職員の意識に関して答弁をします。

本町職員は大郷町職員安全衛生管理規程に基づき、健康診断を実施しております。その結果、メタボを含む所見があった職員は専門医への受診を指示しております。町民の模範となるべき職員はみずからの健康管理をしっかりと行うよう指示しております。

質問の2番目、「町民の定住にも手当てを」についてに関する質問に対して答弁をいたします。

住宅取得支援事業は平成27年度に策定した「大郷町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき行う事業であります。事業内容は、町内及び町外居住者で分譲地を取得し、2年以内に住宅を建築した者で高校生以下の扶養親族が同居する世帯主に補助金を交付するものであります。さらに、町内業者の施工を推進して商工業の振興を図るため、町内業者施工の住宅には補助金を加算する事業であります。

対象の分譲地は高崎団地及び平成29年4月1日以降に分譲を予定している一定規模の民間の団地となります。

補助金の額は高崎団地分譲地が30万円、民間分譲地が20万円、また町指定業者施工加算額は30万円を計画をしております。

以上の施策により、町外からの移住者同様町内居住者についても同等

の定住支援策を講じてまいります。

次に、「国民健康保険無使用の方に光を当てては」の質問について答弁をいたします。

国民健康保険法では、市町村の区域内に住所を有する者で適用除外に該当しない者は、その意思のいかんにかかわらず全員が当該市町村が行う国民健康保険の被保険者となります。被保険者に関しては、毎月加入脱退が繰り返されている状況でございます。

まず、1年間保険を使わなかった方のデータはあるかとの質問でございますが、病院等を受診した記録はございます。そのデータと被保険者台帳から割り出しますと平成27年度中に保険を使わなかった人数は220名、世帯ですと86世帯が保険を使わなかったことになっております。

また、その対象になる方に何か光を当てられないかということですが、先ほど申し上げたように国民健康保険に加入されている方は長年加入されている方から一時的に加入されている方、加入脱退を繰り返されている方などさまざまであります。また、保険税を考えた場合、世帯ごとに課税し、その世帯人数もさまざまであります。

このようなことから、保険加入者間の不公平感が生じること、また国民健康保険は加入者全員の相互扶助制度であることから、今のところ考えてございません。以上でございます。

議長（石川良彦君） ここで、昼食のため休憩といたします。再開は午後1時15分といたします。

午 前 1 1 時 5 8 分 休 憩

午 後 1 時 1 5 分 開 議

議長（石川良彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4 番石川壽和議員。

4 番（石川壽和君） それでは再質問に移らさせていただきます。

メタボ診断、指導受けた人の推移、いい数字が出てるといようなお話もありましたが、今年度もeスタイル、メタボ教室始まったわけですが、今年度の対象者何人で、そのメタボ教室、eスタイルの教室に申し込みをした方の割合、わかれば教えていただきたいんですが……。

議長（石川良彦君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（残間俊典君） お答えいたします。

今年度については、まだ集計結果出てございません。最新の現在の状況で27年度分が出てますので、27年度につきましては保健指導の該当者が21.8%、これ若干26年度より上昇してございます。特定保健指導への

参加率なんです、こちらは37.5%と上昇してございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） 石川壽和議員。

4番（石川壽和君） たしか2年ぐらい前まで、二、三年前ですかね、1割程度の教室参加者がいなかったということから考えると職員の方々の頑張りだと思うんですが、ここまで伸びてきてるなという思いではございます。今、テレビ、新聞等で、そのメタボから成人病に移行する確率が物すごく高いということで騒がれてるわけですが、そんななか、指導を受けない人の理由、通院や服薬を受けているというのはまだわかるんですが、仕事が忙しいも了承するとして、問題なのは自分で対応できるというのと指導を受ける気持ちがないというのが一番の問題かなと思います。やっぱりこのメタボの危険性を、口幅ったいようですが、町民を教育していく必要もあるのかなと思います。そんな中、先ほど赤間議員の質問の中にもありましたが、高齢者向けの教室、いろいろ催されているようですが、そういう人の集まる場所に出向いて、このメタボの怖さ、成人病の怖さなどを指導なり勧告なりできないものなのかなと思うんですが、その辺どんなお考えをお持ちなのかお聞きをしておきたいと思いません。

議長（石川良彦君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（残間俊典君） お答えいたします。

昨年の暮れに区長会議を通しまして一応各種団体の行政区の行事、自主防災組織なり行政区の総会、そのほか婦人防火クラブ等の各種団体の事業等に合わせまして町として専門職を、一応そこへ向かわせまして簡単な講話、二、三十分で構わないのでやらせてくださいというようなお願いの文書を差し上げてございます。ですが、今年度の状況を見ますとまだ2件程度の依頼がある程度で、ほかの団体からはまだそういう旨での問い合わせ等は来てない状況です。今年度も今月区長会議あるわけなんですけれども、その中で改めて区長さん方を通して、その辺の依頼、周知をしていきたいというふうに考えてございます。

議長（石川良彦君） 石川壽和議員。

4番（石川壽和君） いい取り組みをしているようで、その辺はしつこく今後もとりに行っていただきたいなと思います。

ただ、その指導する立場の職員の方々、忙しいのはわかるんですが、私もここ2年ほどeスタイル、お呼びがかかって受けてるわけですが、その際指導に来ている方が予防医学協会の方ですよね。中身、そ

の職員の方々、その報告受けたりして中身はつかんでるんだと思うんですが、やっぱり生の声を聞いて、その生の声を町民の方々にお話しするなりしたほうがいいのかなど。職員の方でeスタイルの担当というのはできる、できないものなのかどうなのか、その辺お聞きしておきたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（残間俊典君） お答えいたします。

この特定健診制度そのものが平成20年度から行われてございます。eスタイルおおさとにつきましては、国民健康保険の被保険者、いわゆる医療保険者が行う特定健診になりますので町で特定保健指導を行う場合は国民健康保険の被保険者を対象とした特定健診の方ということになります。

当時ですね、20年、21年は町で独自に実施したようなものでございましたけれども、なかなか成果が上がらなかったと。態勢的にも拡充されなかったということで、22年度から国民健康保険の事業としましてeスタイルおおさをやるということで予防医学協会のほうに委託契約を行ったと。それで専門職の配置等につきましても十分拡充された中で今年度までやっておりますけれども、それによって成果が上がっているという状況でございます。

町の職員の対応としますと、現在若干当時と比較しますと職員ふえる、ふえている傾向にもございますけれども、通常の事業に加えましてこちらの特定保健指導をやっていくというようなことになった場合に、もう少し検討をしていかないと職員の負担が多くなるのかなど。逆に22年度から経験の積まれている協会、委託業者のほうに大郷町の状況を把握した中で当たっていただくのも効果的かなという感じでは考えてございます。

議長（石川良彦君） 石川壽和議員。

4番（石川壽和君） 確かにね、何十人という方、対応しなきゃいけないのでその辺はわかるんですが、どうも私も行って職員の方、顔の見える人がいないとどうもこう、何ていうんでしょうね、放されてしまったというような感覚もありますので、様子見る程度でも今の状況に職員の方々がちょっと来て様子を見ていくとか町民の方に挨拶していただいても雰囲気は違うのかなと思いますので、その辺のところはよろしくお願ひしたいと思います。

それから、通告書にはなかったんですが、私、糖尿病の予備軍といわ

れるヘモグロビンA1cというんですか、その値が境界域だということで、この間そっちのほうもお呼びがかかりまして1回目の講習会行ってきたんですが、びっくりしたのはですね、糖尿病の境界域以上の方が町民の9割だということを知りましてびっくりしてしまいましたが、通告書にはなかったんですが、この辺のところを、どう捉えてらっしゃるのか、もしよければお聞かせをいただきたいと思うんですが、議長、お許しをいただきたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（残間俊典君） お答えいたします。

現在のところ、まだ計画段階ではございますけれども、現在国民健康保険としてデータヘルス計画策定しております。その中で重症化予防対策という事業がございます。その中で糖尿病の関係も出てくるわけなんです。最終的に人工透析に移行するリスクが高くなるというようなこともありまして糖尿病ということが出てくるわけなんです。その総合的な対策としては、まず高血圧症の予防も重要だということで、今内部で検討しておりますことにつきましては、一応高血圧を重点に置きましてそれらを総合的に、糖尿病も含んできますが、総合的に指導を行っていききたいということで今計画している段階でございます。以上です。

議長（石川良彦君） 石川壽和議員。

4番（石川壽和君） 通告にない質問に答弁いただきましてありがとうございます。本当にメタボよりも、メタボが引き金にもなるんでしょうけれども、糖尿病、合併症として神経障害、網膜症とか腎症とか、それこそ最後、最終的には透析までいってしまうというようなこともございますので、今まで以上に今の課長の答弁どおり取り組んでいただければと思いますので、その辺今後ともよろしくお願いをしたいと思います。

それから、メタボに対する職員の意識ということで町長から、引っかかった人にはきちんと検診を受けて、みずからの健康管理をしっかり行うよう指示しているという答弁をいただきました。その職員の、何ていうんでしょうね、推移というか結果というか、そういうのは把握してらっしゃるのかどうか、もしわかればお伺いをしたいと思うんですが。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（小畑正勝君） 職員に関しましてお答えいたします。

データはありませんが、個々の健診結果は総務課のほうで把握しております。特に非常事態を有するような職員はいませんので御安心いただければと思います。

議長（石川良彦君） 石川壽和議員。

4 番（石川壽和君） 見た感じではわからないんですけども、職員の方々も結構ふくよかな方いらっしゃるんで、その辺やっぱり、まあどなたが指導するのか別にしても指導する立場にある方々がやっぱり自己管理しておかないと相談するほうも相談しにくいのかなと思いますので、その辺よろしくお願いをしたいと思います。

次に、2 番目に移らさせていただきます。町長から答弁いただきました。私の質問の仕方が悪かったのか、私の勉強不足なのかわかりませんが、私が質問したかったのは町内に住んでる、例えば私の息子が家を離れて別の町内の別のところに土地を求め家を建てた場合の支援、町外から移住してきた方に対する支援はあるんですが、町内から町内に土地を求めて、例えば考えたくはないんですが、うちの息子が中村あたり便利がいいからと中村あたりに土地を求めて移住した場合ですね、移転した場合の支援策というのはあるんでしょうか。まずそこからお聞かせをいただきたいと思います。

議長（石川良彦君） 先ほども一部入ってますけど、なお詳しく……（「はい」の声あり）

答弁願います。まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（遠藤龍太郎君） 答弁させていただきます。

高崎団地、今回はまち・しごと創生法に基づく総合戦略の中で住宅支援事業を位置づけたものでありまして、その範囲として高崎団地の20区画とこれから予定されている民間住宅の29年4月1日以降に分譲される住宅に限り補助金を、住宅建築する場合に補助金を出すというような、いわゆる創生法自体が、法自体が5年間の時限立法ですので、町でつくった総合戦略そのものも継続の可能性は十分残されてるとは思いますが、一応5年刻みで考えていくものだと思っております。

あと、さっき質問にありました町外の方が、もし単独で自分で土地を見つけて建築した場合につきましては、それに対しても補助はございません。それは町民の方が今の実家から転居して新たな土地を、求めて分譲地以外の土地を求めて建設した場合でも補助金はないということに差はございません。以上でございます。

議長（石川良彦君） 石川壽和議員。

4 番（石川壽和君） 最初いただいた答弁だと町内居住者でもということ、ということは地域というか場所限定でのお話だということに受け取ったんですが、私がこの質問するに当たって一番心配したのが、ほかの町で

も近隣のね、新築住宅の支援金というのは出しています。ちょっと調べたら大和町が100万、いろいろ条件はあると思うんですが、大和町100万、利府町もでしたかね、たしか、確かに、さすがに富谷はなかったんですが、大衡は条件さえ満たせば上限150万、松島町もたしか100万ですかね。

金額は別にして、例えばさっき言ったような私の息子の例でどこに新築しようかと思ったときに、外にそういう制度があれば、結局最近ずっと移住定住の話は出てるんですが、言葉適当でないかもしれないですが、町民に逃げられないようにという広報の文章にも載せなきゃいけないので、この辺ちょっと言葉ちょっと選べないんですけれども、町内にいる方が町外に出ていかれないためにも町外から来る人と同じような条件で要するに手当てはできないもののかなということでの質問でございました。この辺どう町のほうでお考えなってるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 今回の町のやつにつきましては、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で高崎団地、あるいはまた民間の団地ということで限定をされておりますので、そうした中で議員おっしゃる希望するようなことには該当しないということでございます。

議長（石川良彦君） 石川壽和議員。

4番（石川壽和君） 該当しないのも先ほどの答弁からわかるんですが、再考する考えはないのかどうなのか、もう一度お聞かせをいただきたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 当然これから同じ屋敷内に親子で、息子のほうが住宅を建てたり、あるいはまたさまざまな町内の方々が、あるいはまた町内に戻って住宅を建てる方々が移住定住の中であるのかなと予想されます。いずれにしても、まずもってとりあえず今回まち・ひと・しごと、それを完結して、その後町としてもさまざまな人口増加定住化を図ってるわけでありますので、その辺について今後勉強させていただきながら対応するような、できるかできないか勉強させていただきたいと思います。

議長（石川良彦君） 石川壽和議員。

4番（石川壽和君） プラスマイナスのお話ではございませんけれども、まずは今現在住んでる方が町内にとどまっていただくような施策をとっていただいて、なおかつ外からの移住定住を進めていただくというのが私は一番ベターな方法かなと思ってますので、町長も検討されるということ

なので、早急にやっていただくように強くお願いをして、次の質問にいきたいと思います。

「国民健康保険の無使用の方に光を当てては」という題で質問させていただきました。町長、先ほど答弁の中で途中で使わなかった人20名という答弁が途中でありましたけれども、220名ですよ。そうですね。確かにここに書いてあるように一時的に加入されている人、加入脱退を繰り返されてる人、決め方ですから何年間か、5年間住んでるとか、5年間入れかえがないとか、そういうのを区切ってしまえば、その辺はクリアされるのかなと。

それから、国保加入者の不公平感が生じるということでございますけれども、私が言ってるのは何も物をあげたり金銭の話ではございません。とにかく本当に自分で努力して、まあどんな形で健康保険使わなかったのかは、その人にとってわかんないですけども、自分で努力されて医者にかからずに元気であるというのはですね、町にとってすごい貢献度かなと。例えがいいかどうかわかりませんが、会費だけ払って飲み会に参加しないで帰っていくような、この貢献度というのはすごく大きいと思うんですよ。そんな人を日の目を見れるような形に表彰状、建町記念日に表彰状という大げさですけども、それであれば単純に1年間国保使わないで元気であらっしゃる方々の名前を広報紙に載せるぐらいのことはしてもいいのかなと思って質問させていただきました。その辺のところ、どうお考えなのかお聞かせをいただきたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町民課長。

町民課長（鎌田光一君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、無使用で経過された方については、国保財政上評価できる部分もあります。ただ、町として考えた場合に表彰、報償等、あと広報紙等によつてのそういった健康の方をお知らせするようなものについて、健康意識高揚という面では確かにいいかと思ひます。ただ、ある面、デメリットとして考えられるのは、それにとらわれて受診機会を逃して早期発見できず重症化してしまうことのおそれもありますので、そういったことを考えて今のところ、町長申し上げたとおりに今のところ考えてないというところでもあります。

それにつきましては、早期発見、健診と保健指導、そちらのほうを重点に置きながら進めてまいりたいと思ひております。

議長（石川良彦君） 石川壽和議員。

4番（石川壽和君） 私も今課長言ったことは考えました。確かにそれを受け

るために我慢して病院に行かない人がいるんじゃないかというのは当然のことだと思います。

ただ、例えば金一封10万出すとか、そういうことじゃない限り広報に名前載せるぐらいのことで、まあ名誉は名誉でしょうから広報紙に名前載せ、例えば広報紙に名前を載せたいがために我慢して病院に行かないってというのは、どうしたって私としては考えにくいんですが、先ほど言ったようにその人が国保使わない理由というのはいろいろあるでしょう。確かに。だとすれば、名前載せるときに一人ずつ確認をとるとかそういうこともできるでしょうから、そういうことをやるという気持ちとかね、意気込みというのがあるのかどうなのか、まずその辺をお聞かせをいただきたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 国保利用しないから広報に載せる載せない、やっぱり国保利用しないということは自分で自分の体に感謝すると、私は一番だなど思っております。そうした中で広報に載ったから来年また病院を利用しないように頑張っていく、そうなりますと先ほど課長言ったとおりにちょっとしたことでも病院に行かなくなると、それが大病につながるということでもありますので、そうした中でやはり1年間病院にも行かなかったということで12月の大晦日に自分に感謝しながら年を越すということが一番だなど、こう思っております。

議長（石川良彦君） 石川壽和議員。

4番（石川壽和君） 一番格好いい答弁をいただきましたけれども、私も使っていないです、ほとんど。うちの女房はかなりお世話になってるんですが、やっぱりふっと思うんです。国保の使ったやつのある見るとですね、正直、1年間ずっと使わなかった人に何かあってもいいのかなと思って今回質問させていただいたんですが、考える余地がないのかどうなのか、その辺わかりませんが、もう一度その辺含んで町長の答弁をいただいて終わりたいと思います。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（赤間正幸君） 先ほど申し上げましたけれども、やはり国保には本当に加入してる方々、家族の構成なり、あるいはまた保険料の減額なり、さまざまな異なることがいっぱいございます。やはり一人一人が健康で1年間過ごしたということで自分で自分に感謝しながら次の年を迎えることが一番でありますので、そのような制度等を、まだまだ限りありますので、現在のままのとおり進めさせていただきたいと思います。（「終わ

ります」の声あり)

議長（石川良彦君） これで、石川壽和議員の一般質問を終わります。

次に、2番大友三男議員。

2番（大友三男君） 議員ナンバー2番大友三男です。一般質問通告書に従いまして質問させていただきます。

大綱1番、住民バス及び小中スクールバスの運行を委託しているアスカ観光バスについて詳しくお伺いしたいと思います。

①といたしまして、以前住民バスだけでなくスクールバスの関係でも利用している子供さんの親から苦情があったとも聞いております。現在有限会社アスカ観光バスが中粕川地区、大松沢地区の小学校スクールバス（その1）の委託会社となっています。新たに平成29年4月1日から小学校スクールバス委託会社を選考するため前回と同様の入札を行うことと思いますが、住民バス指定管理者として苦情や法令違反を繰り返すアスカ観光バスを小中学校スクールバスに関して入札資格停止にすべきではないかと考えております。そのことに関してどのようにお考えなのかお伺いしたいと思います。

さらに、平成24年の入札執行時の状況や指名通知書、入札調書の内容についても詳しくお伺いしたいと思います。

②といたしまして、平成27年1月23日付で住民バス指定管理者指定申請書が複数社から出されたと思いますが、運輸規則や道路運送法に違反し、平成26年8月20日に行政処分を受けている有限会社アスカ観光バスを、なぜ指定管理者として決定したのかお伺いしたいと思います。

③といたしまして、苦情が多いという理由で平成27年3月31日まで契約が残っていた中、平成26年3月31日付で株式会社おおさと地域振興公社に対し、住民バス指定管理者の契約解除処分をしていますが、しかしながら現在の住民バス指定管理者である有限会社アスカ観光バスについては、運行管理体制に問題があるといわざるを得ません。平成26年及び平成28年度、2回も続けて法違反を繰り返し、東北運輸局宮城陸運支局のほうから、ことし6月にも行政処分を受けております。このように法律違反を繰り返し、苦情が多いといった契約解除要綱を満たすと思われるこの民間会社に対し、今後公社と同様契約解除処分をし、ほかの優秀な民間バス会社を指定管理者と変更する考えはないか伺います。

大綱2番、異常気象等で予測される大雨による水害対策についてお伺いしたいと思います。

①番といたしまして、平成27年9月11日に大雨による水害が町内各地

でありました。現在国の吉田川流域の水害対策として河道掘削工事を行っています。今後の異常気象による大雨で袋地区、中粕川地区など、さらに土手崎三十丁地区、羽生地区などの吉田川堤防の決壊による被害をこうむることは必至である。また、集中ゲリラ豪雨などにより町内各所においても土砂災害や冠水被害を想定されると思います。今後本町独自の水害対策を一層強化すべきではないか、どのようにお考えかお伺いしたいと思います。

②といたしまして、現在水害に遭われた方に対し、町から1軒当たり3万円の見舞金が出ていると思います。しかしながら、災害復旧のためには多大な費用がかかると思われ、本町独自の災害特別基金をつくり、災害に遭われた方々に対してもっと見舞金の増額を図ってはどうか、町の見解をお伺いしたいと思います。よろしくお願いたします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 大友議員さんの質問に答弁をさせていただきたいと思えます。

初めに、①の現在のスクールバス運行業務に関する入札の状況についてお答えをいたします。

御質問の小学校スクールバス運行業務（その1）に係る指名業者への通知は平成24年1月31日付で発出し、入札は平成24年2月10日に執行されたものでございます。

入札結果ですが、指名業者5社による入札の結果、落札となる同価格の入札をしたものが3社あったため、当該入札者にくじ引きをさせ、落札者を有限会社アスカ観光バスに決定したものでございます。

次に、②の現指定管理者選定の理由ですが、平成26年12月5日に開催された平成26年第4回大郷町議会定例会の一般会計補正予算に係る審議並びに平成27年2月9日に開催された平成27年第1回大郷町議会臨時会において御説明しておりますとおり、公の施設の効率的な運用とサービス向上が図られると判断したことから現事業者を指定管理者として指定したものでございます。

次に、③の指定管理者の変更に関する御質問についてお答えをします。

御質問にありますとおり、現指定管理者においては、本年6月に行政処分を受けておるものですが、現在指摘を受けた事項について安全教育計画に基づき、より実効性のある対応に努めているところであり、町としても毎月定期的に実施状況をチェックしているところであり、このように現在改善指導や確認等を行っている最中であり、御質

問にあるような考えは持っておりません。

次に、2番目の異常気象で今後予想される大雨による水害対策について答弁をいたします。

御質問の内容は、平成28年3月3日の3月定例議会で石垣議員さんの一般質問で答弁をいたしておりますが、再度国土交通省が管理する1級河川吉田川の豪雨時における大規模氾濫時の減災対策を答弁をいたします。

そもそも異常気象による自然災害を想定した完全な対策を一自治体だけでは不可能と考えております。そのため、平成28年度から国土交通省、気象庁、宮城県、鳴瀬川及び吉田川沿岸市町村において「鳴瀬川等大規模氾濫時の減災対策協議会」を設置して地域住民の安全・安心を担うハード対策並びにソフト対策を、それぞれの共通認識をもって減災対策を講じることとして実践をしております。

特に吉田川のハード対策は河川管理者の国土交通省が河道掘削工事を行っており、本町分は山崎地区から行井堂堰まで完了し、現在その上流部を施工中で、河川流量が一段と確保され、豪雨時の河川氾濫の危惧が一段と低くなると想定しています。今後、大郷大橋から下流部の樹木伐採と河道掘削を国土交通省に要望しております。

ことし8月から9月の大雨については、気象庁並びに国土交通省からの確かな情報をいち早く伝達を受け、最悪を想定して町災害対策本部を設置して避難準備情報を出しながら、特に大雨による冠水状況が予想される地域の方々へ指定避難所への誘導を図っております。

本町の地域防災計画に基づいて本町の役割であります「風水害に強いまちづくり」をしっかりと果たし、さらなる減災対策を継続してまいります。

次に、水害・災害見舞金に関して答弁いたします。

災害見舞金は大郷町災害見舞金支給要綱に基づいて、水害に関しては調査の上、家屋流出が10万円、床上浸水が3万円を被災世帯の世帯主に見舞金を支給しています。災害見舞金の趣旨は復旧支援と異なり、町独自の災害を受けた方への見舞金です。また、被災により生じた廃棄物は廃棄物の処理及び清掃に関する条例に基づき処理をしております。災害対策基本法に規定する大災害を受けた場合と異なり、町の財政力に応じた内容で定めています。このようなことから、御提案の災害特別基金創設や見舞金の増額は考えておりません。以上でございます。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

2 番（大友三男君） それでは住民バス関係、詳しく再質問させていただきます。

まず、スクールバス入札、平成24年の入札関係、指名業者が5社ということになっておられるようですが、来年1月早々にも、平成29年から平成33年までの期間、契約期間が5年と思われませんが、小中学校のスクールバスの入札がまた実施されると思います。どのような形式で行う予定なのか、前回と同じようなのかお伺いしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。副町長。

副町長（吉田喜久夫君） お答えをいたします。

今回の議案の中で債務負担行為で小学校中学校のスクールバスの予算につきまして提案をさせていただきました。それを御可決いただいた後に、いわゆる担当課のほうから起工が上がってまいりまして、その中でどのような形態にするのかは、その時点での指名委員会等で決定をしたいというふうに考えております。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

2 番（大友三男君） そうしますと、前は5社指名ということで5社の名前もある程度私は把握してるつもりなんですけれども、前回のメンバーといますかね、名前出してもいいのかと思いますけれども、一応ここでは出さないでおきますが、同じメンバーといますか、同じ会社になるのかどうなのか、もう一度お願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。副町長。

副町長（吉田喜久夫君） その件につきましても、該当する指名委員会の中で検討するというところでございます。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

2 番（大友三男君） 9月の議会でも一応提案といたしますか、私出しておりますけれども、平成26年と28年と2回続けて法令違反を繰り返して、このとき本町のスクールバス運行にかかわっている会社でございます。そういう中で今後まだ考えておられない、会社の指名はまだ考えておられないという答弁なので、それに関してアドバイスといたしますか意見といたしますか、このような法違反を繰り返すアスカ観光バスは、常識で考えても本町のスクールバス入札に参加する資格はないと思いますが、先ほど副町長が答弁なさってるとおり、まだ決まってないということなのですが、決まっていないとは思いますが、こういうような資質のないと思われるような会社に、これはスクールバスなので、教育長、この件に関してどのようにお考えなのかお伺いしたいと思うんですけれども。

議長（石川良彦君） そのことについては通告外でございますので、通告に従って進めてください。

2番（大友三男君） 関係、スクールバスなので教育関係だと思うんですけども、だめなのですか。

議長（石川良彦君） 質問の通告の内容に従って質問をお願いします。

2番（大友三男君） はい、わかりました。

じゃ、次いきますね。平成24年度当時入札執行状況や指名通知書、入札書内容について詳しくお伺いしたいと思うんですけども、ここに私入札調書と指名通知書というものをちょっといただいているんですけども、指名通知書に関してちょっと最初にお伺いします。確認の意味で。

これは指名通知を出した日づけというのは平成24年1月31日で間違いないかどうか。入札執行日の場所、日時。平成24年2月10日、これも間違いないかどうか、もう一度確認の意味でお聞きします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） お答えをいたします。

指名通知につきましては、平成24年1月31日付で発出をしております。落札の決定を行った入札については、2月10日に執行したものとということでございます。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

2番（大友三男君） 落札決定日ということで今答弁あったんですけども、落札決定しない日があるんですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） お答えをいたします。

スクールバス運行业務（その1）の契約の決定に係る入札を執行した日が2月10日ということでございます。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

2番（大友三男君） その以外の日はないということなんですね。先ほどの答弁だといかにも落札しない日があったような答弁に私受け取ったんですけども、この日だけですよね。もう一度お願いします。

議長（石川良彦君） 企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） お答えをいたします。

先ほども答弁をいたしました。落札決定となった入札を執行した日が2月10日ということでございます。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

2番（大友三男君） このとき参加、行政側のほう、町側のほうから参加した

方というのは何名いらっしゃったんですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） お答えをいたします。

事務局のほうも参加をしておりますので、当然何名という記録はちょっと残っておりませんが、執行者としては副町長、立会人として当時の企画財政課長並びに担当者のほうが出席をしております。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

2番（大友三男君） 執行者といたしまして当時の副町長、あと立会者として企画財政課長ということなんですけれども、事務方以外に町のほうから参加した方はおられなかったんですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） お答えをいたします。

入札調書には、その旨の記載はございません。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

2番（大友三男君） はい、わかりました。

あと、もう一点、入札調書の関係でちょっとお聞きしたいんですけれども、税抜き予定価格というのがありまして、金額はそれぞれあると思うんですけれども、（その1）に関してという通告書なので、この予定、税抜き予定価格を100とした場合に最低制限価格というのがあるはずなんですけれども、それを計算いたしますと（その1）は86.6%ということになるかと思えます。さらに（その2）というのもありまして、これは同じく税抜き予定価格100とした場合に84.26%、要するに最低、基準価格ですね。さらに中学校のほうにいきますと予定価格100に対して最低制限価格というのが66%と数字が違うのは、これなぜなのでしょう。お伺いしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） お答えをいたします。

このスクールバスの運行业務に係る最低制限価格ということですが、これは議員も御承知だと思いますが、この金額の算定に当たりましては当時の東北運輸局の公示されている単価の積算の枠組みの中でそれぞれ決定をしたものでございますので、以上のような相違が出ているのかなというふうに考えております。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

2番（大友三男君） 当時の運輸局のほうからの関係書類の提示といいますか、そういうことだということによって決定したんだという内容の答弁でしたけれ

ども、本来ならば平成24年当時のスクールバス入札関係を担当していた当時の副町長に、できれば入札執行状況を詳しくお聞きしたかったんですけども、今議会に担当とはなっていませんので聞くことはできませんけれども、なぜ私このようなことを聞くかといいますと、関係業界から異論が出てるんですよ。この入札に当たって。どういうことなのか私もわかりませんが、この件に関しては、今後さらに詳しく調べて別の機会にもう一度お伺いしたいと思います。

続いて、②のほうに移ります。初めに1月28日、平成27年4月28日に指定管理者選定委員会というのが開かれてるはずなんですけれども、この中で前年の8月に行政処分を受けてるアスカ観光バス、これを指定選考委員会ですからアスカ観光バスの話になると思うんですけども、一切法違反をしたという話が出てきてないんです。これ、なぜなんでしょうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。副町長。

副町長（吉田喜久夫君） 町として、行政処分を受けたことについて把握をしておらなかったということでございます。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

2番（大友三男君） 質問書にも書いてますけれども、この中で1社しか出ないと、1社辞退したというような話が出てるのもあるんですけども、1社しかない中で、なぜお調べにならなかったんですかね。事故の関係とかこういう法違反も含めて、普通一般的な常識からいうと事前に調べて委員会のほうにかけるのが普通だと思います。なぜそのことをやらなかったんでしょうかね。

議長（石川良彦君） 答弁願います。副町長。

副町長（吉田喜久夫君） このことにつきましては、27年の2月9日に臨時議会をお願いをいたしまして住民バスの指定管理者としての指定についての議決を最終的に頂戴いたしました。その中でも議員の方々から、この行政処分の内容について把握していなかったということは大変なお叱りを受け、町としておわびを申し上げたところでございます。町として、これを把握をしていなかったということでございます。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

2番（大友三男君） 前回、前回というか、私その当時、まだこの立場になってなかった当時のお話なんですけれども、平成27年2月9日の臨時議会の中で決定されたというような内容が私の手元にも資料としてありますけれども、この中でやはり今まで考えもしなかった法違反をした会

社を住民バス指定管理者として委託することにやっぱり疑問持ってた方が8名の方質問してるんですよ。その中でやはりこういう法違反をした、その前に地域振興公社がやってたときに法違反もしてない、ただ苦情とかそういうモラル違反みたいな感じですよ。そういうことを指導できなかった町が法律違反というような重い違反をした会社を選考するに当たって提案したということはちょっと私物すごく疑問感じるわけですよ。当時、町長は運輸局から行政処分を受けているアスカ観光バス、どのようなお考えで住民バス指定管理者として議会に提案されたのか、お伺いしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 私は指名委員会に一切入っておりませんので、そうした中で決定したものに対して、それを提案しただけでありまして、そうした中で私はどういう考えということでもありますけれども、指名委員会の考えを尊重したということでございます。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

2番（大友三男君） 指名委員会の考えを尊重したということなんですけれども、常識から考えると法違反をした会社を、そのままのみで、行政のトップである町長が、そのまま議題の提案にお載せするというのは言葉ちょっと悪いかもしれないですけども異常な状態じゃないかと思うんです。その中でいろいろと疑問を持ってる方々がおりまして、やはりこの会社じゃちょっとだめなんじゃないのという意見がほとんどみたいなんです。この会議録の中では。

それに対してね、去年の9月の議会から私この場に立たせていただいて再三質問をしてきましたけれども、苦情が今の民間会社さんになってからも一向に変わらないですよ。その苦情も公社時代と何ら変わらないと、むしろ逆にひどくなったような状況もあるんじゃないですかと、その都度お伺いしてきました。事故の関係もそうですよね。事故の処理関係。けが人を最優先に扱わなきゃいけないものを単独で、いろいろ御説明ありましたけれども、単独で救急車に乗せて病院まで搬送してもらったみたいな会社ですよ。こういう中も徹底して指導しますよ、きちっと直させますよ、運行管理体制もちゃんとやりますよ、そういう答弁してるんですよ。町長、これずっと。多分今もそういうお気持ちだとは思いますが、ですけども、ほとんど今現在も苦情があるようですよ。私も何件か把握してる部分あるんですけども、そういう中で町長本当に再三指導します。改善させます。運行管理体制もきちっとさせますよ、

ほかにもっといい会社があったんじゃないかと私思うんですけども、この件に関しては、この後に③のほうの質問のほうにありますので、そっちのほうでしますけれども。

次に、②の中の部分で辞退、複数会社、まあ2社です、はっきり言いますと。2社申し込みあって1社が辞退したと。ある議員の方は、なぜ辞退したのか理由を言ってくれと。あと、もう一人の方は1社のみ申請でアスカ観光バスに決まったということだが、1社辞退という仕組みがわからない。

議長（石川良彦君） 質問は簡潔にお願いします。

2番（大友三男君） そういうことをおっしゃってるわけです。この辞退した理由というものをお聞かせいただければと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。副町長。

副町長（吉田喜久夫君） 1社につきましては、過去に重大な事故を起こしたという理由で辞退をされております。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

2番（大友三男君） 一応私もその件に関してはお聞きしてるつもりなんですけれども、平成18年の事故だと思いますけれども、この会社、平成24年のスクールバスに入札申し込みしてて、平成27年の住民バスに関して、10年近い前の事故が理由で辞退する。まあ行政側では、それは民間会社さんの言い分だから、それはわかりませんよというようなことだとは思っています。答弁は求めません。一応そういう理由のようです。そこへちょっと……。

議長（石川良彦君） 質問に撤してお願いいたします。

2番（大友三男君） そこに一つ疑問を持ってるわけです。

次に参ります。現在、町に何件苦情来てますか。9月以降、議会以降でよろしいですから。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） お答えをいたします。

総数で申しわけありませんが、平成28年度、これまでに9件いただいております。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

2番（大友三男君） 28年度で9件ということですか。（「はい」の声あり）9月以降は。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） お答えをいたします。

4件でございます。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

2番（大友三男君） 私のほうでも把握してる苦情があるんですけども、9月議会……（発言者あり）

議長（石川良彦君） 失礼しました。ただいま企画財政課長から訂正がありますので、答弁を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） 今カウントしまして漏れている分がありまして申しわけございません。9月以降ということで6件でございます。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

2番（大友三男君） 件数6件ということで、9月にもこの関係でお伺いしてはありますが、やはり9月以降でも6件続くということは、ほとんど改善されてないということなんですよね。町長、一生懸命なって指導監督ということでいろいろなさってたと思うんですけども、私のところにちょっと、私が把握してる、役場さんのほうに来てるとは思いますけれども、9月8日、バス事務所に誰もいないと。月イチにきちっと行って指導しますよというような話が出てたと思うんですけども、全く、行ったときに多分いないんでしょうね。私も何回か、最近でいいますと30日、11月30日の5時ぐらいに行っただけです。いません。2日にも行ってみただけです。1時50分、2時ちょっと前ぐらいです。誰もいません。本来運行管理者というのは、あそこは一応バス事務所になってるので運行管理者、責任者が常駐してないといけないと思うんです。もしその方がいなければ代務者、運行管理者の代務できる方を常駐、いなければ、誰も、置いておかなきゃいけないという仕様書の中にもたしかあったと思うんです。これ、いなければ仕様書違反になるんじゃないかと思うんですけども、御答弁をお願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） お答えをいたします。

ただいまのお話しですけども、我々のほうでも連絡をしないで事務所のほう訪問したりした部分があったわけですが、その際には常駐をしていたということで、内容については、なお確認をさせていただきたいと思っております。

議長（石川良彦君） ここで、10分間休憩といたします。

午後 2時16分 休憩

午後 2時27分 開議

議長（石川良彦君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

2 番大友三男議員。

2 番（大友三男君） 先ほど苦情なりなんなり、それに対しての町長の対応と答弁なりをお聞きしてきましたけれども、平成27年1月23日に提出されているアスカ観光バスの事業計画書というのがありまして、申請書の中に、この中にサービス向上のための方策といたしまして、声かけ運動とか笑顔の対応、これに関しての苦情も来てるわけですよ。運転手のお客さんに対しての態度が悪いと、物すごく嫌な思いしたとか、あと利用者とのトラブルですよ、そういうことも改善しますよと、再発防止しますよ、全員で話し合ってるっていつてるんですけども、一向に改善されてないですよ。さらにこちらにもあるんです。いろいろと。町民の安全を万全に、交通弱者の足の確保に努めますよと、そういうような申請書が出てるんです。アスカさんのほうで。これ緊急時の対応、先ほどのけが人の対応ですよ。それに対しても被害者が発生した場合は、そのほう最優先とする、ところがこれもおろそかにしてるわけですよ。このような状況が続いてるんですよ。ですから最初にも言ったように運行管理体制が全くできてない会社じゃないかということなんです。それで一応この中でこのように申請出していた中で運行管理体制というのがアスカさんのほうから出てる。名前入りですけども。これと同じようなものを、町の運行管理体制、住民バスに関しての運行管理体制を出してくださいって以前にお願いしたところ、今でいう黒塗り弁当ですよ。はやり。東京やなんかで物すごくはやってるやつですよ。こういうふうに。ですから、これ、個人情報で出せませんよという話だったんで、これ閲覧できないんでしょうかね。

なぜかっていいますと、この中の申請書の中で管理体制、住民バスの事務所ね、アスカ観光さんの管理体制の中でちょっと疑問を持たざるを得ない部分があるんです。運行管理者になってない方、名前出しません。個人名だから。「整備管理補助者」ってなってる方が住民バスが運行しはじめたときに「運行管理者」として入ってたんですよ。事務所の中で。本当にこれ持ってるのかどうかということを確認したいんですよ。

あと、さらに眼鏡使用の方が眼鏡かけないで運転してるとかっていう苦情やなんもあつたと思うんですけども、これも確認したいんです。私らの立場とした場合、皆さんもそうですけれども、こういうものを、町民の安全を守るために確認する義務が私たちあると思うんです。間違いないということ。

ですから、これ後でいいのですが、閲覧だけでもいいからさせてい

ただけないかどうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） お答えをいたします。

個人情報の取り扱いにつきましては、公文書であれ、閲覧であれコピーであれ、取り扱いとしては同じになりますので、個別のお問い合わせいただければ、それに対して御回答申し上げたいと思います。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

2番（大友三男君） 個別に関してって、以前私がお伺いしたときに閲覧させていただいたことあったと思うんですけど、ぜひその件に関してお願いします。お願いということで、これは……。

あとですね、2月9日、平成28年2月9日の中で皆さんが、ある議員の方から言葉だけでなく今後こういうことがないように確約書なり書類を取ってはどうかということに対して町長が、確約書なり顛末書なり文書を提示させますと、そうしながら指導しますという答弁があったんですけど、これ確約書とか顛末書、このぐらいいろんな苦情なり法違反を、またことしもやったわけですから、それに対しての顛末書といえますか始末書といえますか確約書といえますか、そういうの取ってるんですか、お伺いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） お答えをいたします。

確約書なるものについては把握してございませんが、ことしの8月4日に運行に関しては指示書のほうを発出いたしまして、安全運行のほうに留意するように指示をしたところでございます。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

2番（大友三男君） ということは、取ってないということですね。

議長（石川良彦君） 企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） 存在については、私はちょっと確認をしておりません。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

2番（大友三男君） これね、何度も言ってるんです。何度も答弁してるんです。町長。この2月9日だけじゃないですよ。そういう中でね、ある9日の議員の中で、またある議員の方が言ってるんですけども、その会社、恒常的にこのようなことが行われているんじゃないかと、要するに法違反とか苦情、そういうものですよ。要するに運行管理体制なんかもずさんだと。日常的にやられてるんじゃないかと。このことに対してね、

町長、指定管理者として決定した中で、今回のような処分なり事故があれば、当然内容によっては取り消しということもあり得るといふ答弁してらるんでは。取り消しもあり得ると。

実際問題として取り消し条項というのがありましてね、ええと、ごめんなさいね。ちょっと、どこだっけ。ちょっとね、ごめんね。取り消し条項というのがありましてね、これ、仕様書の中なんですけれども、指定の取り消しと、取り消しなどの中に項目の中に第20条の中の1番目に、関係法令、条例、規則違反は、この協定の条項に違反したとき取り消します。中をちょっと抜粋しますけど、4番目として、その他甲、要するに町の指示に従わないとき取り消しますというふうになってるんです。これに完全に違反してると思うんですけれども、どのようにお考えですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） お答えをいたします。

協定書の中の今御指摘のありました第20条というところに指定の取り消しということていろいろ要件のほうを書いてあるわけなんですけれども、これの大本となっているものというのは指定管理者の指定手続に関する条例というのをございまして、その第8条の中に指定の取り消しについて条件をうたってるわけですが、その中の定め方を見ますと、要は町の指示に従わなかったり、指定管理者の責めに帰すべき理由により、今後その管理の継続ができないと認めるときというような書きぶりとなっております。これをもとにして協定書の条項のほうは整えられたものというふうて理解をしているわけてございますけれども、平成26年当時ですな、公社に対して指定の取り消しの通知をしておりますが、これは議員も御存じだと思ひますが、その中の理由として示しているものは、苦情に対する改善の見込みがなく、今後適正な管理運営ができないと判断したというふうな理由によりまして指定の取り消しを行ったというふうなところてございまして、この判断が一つの目安になるものて考えしております。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

2番（大友三男君） 今御答弁なされたとおひだと思ひますよ。だって去年の9月、去年、27年の4月1日から今の民間会社のアスカ観光バスさんに委託してずっと苦情ないですよ。ほら。だって町長は再三指導しますよ、委託業者に指名するのて臨時議会に提案したときもずっともう前の公社みたいには絶対しませんよという意味合いで言ってるわけじゃないです

か。

そういう中でね、このようなことをおっしゃってる議員の方もいたんです。行政処分を受けているアスカ観光バスを指定管理者に選考することに疑念を持ちながら、平成27年2月9日の議会で7対6と賛成多数で可決されたようですが、この中で、現段階ではアスカ観光バス1社しか申請が出ていない中、既に公社には3月末で契約解除と通告されている。そうした中で4月からの住民バス運行に当たり指定管理者を新たに選考するのは難しい。今回はこの民間会社に御期待をし、お願いするしかないのではないかという、賛成といいますかね、疑念を持ちながら賛成をされた方がおられるようです。でもこの方ね、さらに町の強い指導監督力を期待し、運行していただいて、問題があれば今までどおり指定管理の取り消しということも出てくると思います。こういうふうに、賛成した方は疑念を持ちながら賛成したと思うんです。

そういう、このような議員、議会でね、町長や町執行部がアスカ観光バスを信頼して賛成されたんだと思います。この議員の方々や、さらに議会、議決を信用した町の町民の方々をアスカ観光バスなり町が裏切ったことになるんじゃないですか、これ。そうなると思いますよ。だって期待してる議員さんもいて賛成したわけですから、直してくれますね、わかりましたって町で言ってるわけですから、いろいろ疑問持ってたみたいですよ。でも、こういうふうに賛成した方がいるわけですよ、疑念を持ちながら、その方々まで裏切ったことになってるわけですよ。

私がね、何度も言いますがけれども、このような質問をするっていうのは本町のバス事業入札に対して業界が異論出てんです。だから、本来、本町のためにも何らこれプラスにならないと思いますよ。本町のためにも入札執行のあり方を正常に、正常していただきたいと思います。これに対して執行者である町長なり副町長、どちらでもいいです、答弁願います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。副町長。

副町長（吉田喜久夫君） お答えをいたします。

住民バスにつきましては、入札ではございませんので、その辺御理解をお願いしたいと思います。いわゆる指定管理者の指定ということで公募という形をとっております。

いずれにいたしましても住民バス、済みません、先ほど質問があったいわゆるスクールバス等々につきましては、現課のほうから起工が上がってまいります。その中でどのような入札形態にするのか、あるいは入

札でない方式を取り入れるのかにつきましては、該当する委員会等で検討してまいりたいというふうに思っております。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

2 番（大友三男君） とにかくね、本町のこのバス事業のあり方に対して業界だけじゃなくて他のほうからも疑念を持たれているような状況があるわけですよ。だから私こういうような質問なり、一応お願いもしたいと思ってるんです。正常にしてくださいということで。まあこの件はこの件で。

あと、もう一つだけバスに関してね、ここに住民バス事故以来、まあ資料提出いただいているんですけども、BGのバス、このコミュニティのバス、キロ数ね、これやっぱり町民の方も大分不思議に思ってるようなんです。このバスをずっと使ってるということに。いろいろ町の事情があるとは思いますが、要するに私たちが使うものにお金を払わなきゃいけないのに、なぜアスカ観光が使ってんのにも何も取れないんですかと。以前答弁ありましたけれども、こういう疑念を持ってる方がいるんです。結構距離も走ってんですよ。5,000キロ以上走ってる。BGのバスは。公民館、コミュニティバスもそれに匹敵するぐらいだと思います。こちらもちよっと半分しかデータ出てないので言いませんけれども……。

議長（石川良彦君） 通告の内容に従って一般質問を続けてください。

2 番（大友三男君） 次の質問に参ります。次に、水害対策についてです。

去年の9月11日の大雨による水害が県内各地でありました。特に大和町、大崎市など堤防の決壊で甚大な被害がありました。その中で本町は幸いなことにとちょっと被害のあった地域には申しわけないんですけども、堤防の決壊は免れました。

その中でね、当時私も各地区に行ったんですけども、中粕川地区などで町からの避難準備や避難指示の情報のおくれで避難のおくれた方が結構あったようなんです。私も中粕川地区行って消防団の方々と一緒になって避難をお願いしてあるったという経緯があったんですけども、要するに町民の方々の人命を守るために今の避難準備なり避難指示情報を早く出せるように、現在の基準を変えてはどうですかということなんです。要するに、なぜそういうことをお願いしたいというか、お願いというんじゃないですね、考えてほしいというのは、年配の方や体の不自由な方が早目に避難指示なりを出していただかないと避難できない状況があるんです。そういう中で、やはりその基準を変えて、もうちょっと

避難しやすく、早目に避難しやすくなるようにというお考えはないかどうかお伺いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（小畑正勝君） それではお答えいたします。

先ほど町長の答弁にもありましたとおり、避難準備情報というものを、もう既に出しておりまして、気象庁から指示を受けて早目に今は出しております。以上です。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

2番（大友三男君） そうしますと、一昨年よりは早目になったということなんでしょうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（小畑正勝君） 昨年の大雨を教訓に全国的にそういう指示が国から出されております。以上です。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

2番（大友三男君） わかりました。

じゃ、次に移ります。現在、大規模な町内で山砂採取や太陽光発電所など、開発予定地など、町内65カ所ぐらいにわたって保水能力のある里山がなくなってるようです。そうしたことによって流入する雨水や土砂がふえ、各地区の川や堀の流水量っていいですかね、その能力を超えてしまっって各地区の水害、要するに道路の冠水とか土砂災害とかが起きる可能性が指摘されているというか、町民の方が心配してるようです。

ですから、現在、吉田川河道掘削行われてはいますがけれども、それと同じように鶴田川なり新堀川、山崎川、味明川など町内の河川ですね、こういうところをやはり同じように、吉田川と同じように山砂採取なんかで山砂とかいろいろ流れてきて、川の底が上がってきてるというのがやっぱり各地区で見られるようなんです。やはりそれを、やはり県のほうに何とかお願いするということを考えていないのか。

あと、もう一つ、ここと同じ地区の話なんですけれども、9.11、去年の9.11のときに吉田川から味明川へ逆流したために羽生地区で床上浸水が3件だか4件発生してるんです。これ、逆流したためなんですよ。内水じゃなくて。そのために山崎のほうに向かう橋の下のほうにでもね、水門、逆流防止の水門をつくってはどうかということなんですけれども、そういうことを県のほうに要請するお考えないのかどうか。町としてそういう考えはないのかどうか、お願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（小畑正勝君） お答えいたします。

先ほど町長も答弁しておりますとおり、鳴瀬川等大規模氾濫時の減災協議会、これに県も入っておりますして国管理の河川、県管理の河川、それから町管理の河川、それぞれの管理者が合同で会議をしておりますし、先ほど議員さんがおっしゃったいわゆる開発等による影響、それらについては、まだ科学的なデータがございませんので、どのぐらい流量がふえたかというの把握しておりませんが、将来に向けてさまざまな衛星データを使いながら今調査をしてる最中でございます。さらに、県の河川については、何度も県の土木部長のほうに要望活動しておりますして、味明川の治水対策について要望している最中でございます。以上です。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

2番（大友三男君） 味明川については、以前町長もおっしゃったように堤防のかさ上げといいますかね、それを要請して県の土木、県土木のほうでも了承していただいて、今後工事始まりますというようなたしか御答弁あったと思うんですけども、それには相当な何ていうんですか、期間といいますかね、工事期間かかると思うので、やはりとりあえずあしたにでも雨降るかもしれないんですよ。大雨が。ですから、9.11のような被害が起きる可能性もないわけではないので、やはり水門とかそういうものを、やはり今後要請していくべきではないかなと。

今の答弁で、一応次の項目にまた移りたいと思います。

袋地区、吉田川の決壊によって袋地区内なり粕川地区、土手崎三十丁地区なりの避難道路のかさ上げ、これを考えていただけないかと、どのように考えてるか。避難道路のかさ上げですね。やはりどのような今後水害が起きるかわからないので、やはり道路、避難道路は高さがあればあるほど、車で避難するようになると思うので、やっぱり車の通行の妨げになっては困るので、やっぱりそういうことも含めて、さらにね、これ町民の方からちょっと話し出てるんですけども、粕川地区なり、粕川というか、中粕川地区なり土手崎三十丁地区なり、まあ三十丁地区は、三十丁地区、袋地区は高台があるんですよ。堤防の横に国交省の、大郷大橋のすぐ横とか袋の民家のあるすぐ西側とかに高台があるので、農機具とか、何千万もする農機具を、心配で逃げられないという方もいらしたようなんです。だから三十丁地区の人たちは全部国交省のあのところに、高台に機械を上げて、それで避難したとか、そこに避難したとかっていう方もおられたようなんですけども、土手崎三十丁、土手崎、粕川地区にはそういう場所が全くない状況なんですよ。ですから、町

としてそういうことを考えていないのかどうか。

以前、多分町民の方から町にも要請があったと思うんです。地域整備課のほうに、たしかいってるはずなんですけれども、そのときに、今河道掘削してる土を使えないか、でもちょっと土に問題があるから使えないかもしれませんよと行ってましたけれども、今回この間の全員協議会の中で高崎団地に河道掘削の土を使えますよという話がちょっと出たと思うんです。ですから使えない、使える土もあるんじゃないかと。それも今掘削工事をやってる中でそういうことを何とか実現できないかどうか、考えていらっしゃるのかどうかお願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（小畑正勝君） それでは防災の面から答弁いたします。

まず、災害の際は人命が第一でございますので、早期に先ほど申したとおり避難準備情報を出して避難所に行ってもらおうと。避難道路のかさ上げというお話ですが、それ以前にまず皆さんを避難所に誘導する手だてを講じるというのが第一と考えております。

それから作業機械、農機具のことなんですが、先ほどお話したとおり人命第一でございますので、家財、そういった機具類等については、今のところ手当ては考えておりません。以上です。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

2番（大友三男君） 次に移ります。見舞金関係ですね。災害の。他の自治体で行ってない災害見舞金の増額というものだと思います。以前答弁でも他の自治体でも3万しか出てませんよというような答弁があったと思うんですけれども、その中で本町の今抱えてる人口減問題なんかでも移住、移住定住促進策にもつながるんじゃないかと。要するに本町独自の見舞い、災害見舞金をつくり、災害に遭われた方たちにやっぱり増額を図るようなシステムといいますかね、そういうものがあるっていうだけでも、やはり定住促進の一つの策にもつながるのではないかというふうに私思っ、これ一応御提案といいますか、お聞きしてるんですけれども、これに関して、もう一度答弁願います。最後です。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（小畑正勝君） それでは答弁いたします。

先ほどの答弁のとおり、大規模災害の際は災害基本法等の法に基づいた処理がされます。それ以外のものについては、町独自の見舞金をお支払いするという考えでございますので、増額の考えはないということでございます。（「以上で、質問を終わります」の声あり）

議長（石川良彦君） 以上で、大友三男議員の一般質問を終わります。

次に、7番和賀直義議員。

7番（和賀直義君） 7番和賀でございます。時間的に、まだ3時ですね、通告に従いまして一般質問を行います。

1の議題の、若者は社会の重要な担い手であり、社会の活力の源であります。若者が生き生きと輝く地域を築くことは将来未来の大郷を磐石せしめることにつながります。若者の育成活躍を促す施策は大変重要な課題でございます。

先般、政務活動費を使わせていただき、人口減少対策に果敢に取り組んでいる自治体を研修してまいりました。我が町も真剣に取り組んでいることは承知していますが、各自治体も若者の定住に必死になっているのが現実であります。少子化対策、人口減少問題の観点から若者の定住促進、さらなる子育て支援についての施策を、以下伺います。

大きい1番目、若者の定住促進施策について。

①現在の施策と、どのような検討がなされているか。②1等地に若者の低廉な定住促進住宅を。③若者が常時集える場、例えば青年会館の設置を。④婚活支援について。⑤若者の夢チャレンジ応援事業の創設について。これは若者が将来の夢を実現するためのチャレンジに対して自治体として助成金を支給するなど若者を応援する自治体が出ております。子供や学生の夢を育み地域を挙げて応援することは地域の魅力創造にもつながる重要な施策と考えます。例えばとして海外の語学研修とかインターンシップ等に補助金をとということでございます。

大綱2点目、さらなる子育て支援について伺います。

①重点子育て支援施策と、どのような検討がされているか。②出産祝い金を増額できないか。第2子、第3子、第4子を順次厚く。③安心出産サポート事業。出産予定医療機関の近隣の宿泊施設などに宿泊して待機する場合、妊婦とその家族に宿泊費の一部を助成する。④入学応援事業。小中学校に入学時にお祝いの品を贈る。小中高校へ進学する児童のいる世帯の経済負担軽減を目的に商品券を贈る。⑤子育て応援アプリの作成。スマホを活用し、多様化する子育て家庭のニーズに沿った情報を提供。

以上、大綱2点について質問いたします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 和賀議員さんの質問に答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、初めに若者の定住促進施策についてに関する御質問に対して答弁をいたします。

本町では、平成27年3月に策定した「大郷町総合計画」及び平成28年2月に策定した「大郷町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、少子化・人口増加対策等を推進し、各種施策を行っております。

1つ目の若者の定住促進施策の現在の施策としては、既の実施しております「空家等活用定住促進事業」による空き家バンク制度の創設、移住・定住に関する相談窓口の開設があります。現在まで空き家を利用したいという18件の町内外の居住者に御登録をいただき、仙台市に住む40歳代の方、大崎市に住む40歳代御夫婦の方、大和町に住む30代の御夫婦の家族の3件の移住が決まり、大和町に住む30代の御夫婦家族1件の移住が決まる見込みとなっております。

また、平成28年度から住宅リフォーム助成事業の対象に空き家を加え、町内居住で高校生以下のお子さんがある世帯の助成限度額を10万円から30万円に引き上げ、町外からの居住者は50万円を限度額とし、町内居住者の定住、Uターンを含め、町外居住者の移住を促進しております。

住宅取得支援事業は平成30年4月に分譲開始予定の高崎団地及び平成29年度からは一定規模の民間分譲地を取得し、2年以内に住宅を建築し、高校生以下の扶養親族が同居する世帯に補助金を交付するものであります。

2つ目の低廉な定住促進住宅につきましては、中村地区に希望の郷団地の賃貸集合住宅を計画しており、入居者の高校生以下のお子さんの数に応じて家賃の減額も計画しております。

3つ目の若者が常時集える場につきましては、若者のニーズを把握する機会も少なく、どのようなニーズがあるのかを把握しながら若者の集える場を検討してまいりたいと考えております。現状におきましては、現在ある中央公民館、文化会館等を有効活用していただくよう努めてまいりたいと考えております。

4つ目の婚活支援につきましては、例年、黒川地区後継者対策推進協議会及びみやぎ青年婚活サポートセンターが主催する婚活パーティなどのイベント情報や参加支援を行っております。また、今年度、民間主催の婚活イベントへの参加促進のため、結婚応援事業を立ち上げました。参加者には1回5,000円を助成し、結婚のきっかけづくりをサポートしております。

5つ目の若者の夢チャレンジ応援事業につきましては、よいアイデア

と思われませんが、本町への定住のきっかけ、インセンティブとなるようにするにはどのような取り組みが効果的か内部で検証させていただきたいと思います。

以上の施策により、若者の定住促進施策を行ってまいります。

2番目のさらなる子育て支援について答弁をいたします。

質問の①について、本町の重点子育て支援施策については、昨年度策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において出産祝い金の支給、不妊治療費の助成、結婚応援事業を創設し、またすこやか子育て医療費助成については、対象年齢を18歳まで拡充して今年度から実施しているところでございます。

現在検討している事業については、子育て家庭へ絵本を配布することにより親子が絵本を通してお互いに触れ合い、きずなを深める機会の創出を図ることを目的としたブックスタート事業や、④の質問に関連しますが、小学校入学時の保護者の経済的負担の軽減を目的とした小学校入学応援事業について、制度化へ向け検討を行っているところでございます。

次に、②の出産祝い金を増額できないかについて答弁をいたします。

出産祝い金については、今年度から「まち・ひと・しごと創生総合戦略」における結婚・出産・子育て支援に位置づけ、第1子1万円、第2子2万円、第3子3万円を、また4子以降については5万円と多子の場合に手厚い給付をすることとして実施をしております。

また、祝い金の増額については、各自治体で金額競争のような状況にあり、また多子世帯に限定して高額な祝い金を支給しているところもあるようですが、本町においては金額に段階はありますが、ひとしく第1子から支給することとし、制度化しているところでございます。今年度から創設した事業ということもあり、短期間での改正は好ましくないものと考えております。

次に、③の安心出産サポート事業については、医療機関までの距離が遠く、出産に当たって自宅からの通院では危険が生じやすいような地域において自治体の事業として宿泊施設で待機する場合の宿泊費の助成等を行っているものですが、本町の場合は地理的条件に恵まれており、医療機関までは、ほぼ1時間未満の圏内にあり、宿泊施設を利用した待機の必要性は余りないものと考えられることから、助成等を行うことは考えておりませんので御理解をいただきたいと思います。

次に、④の入学応援事業については、平成29年度から宮城県で実施す

る「小学校入学用品費等助成事業」を本町でも導入する計画であります。県のこの助成事業は、市町村が小学校入学時に第3子以降の児童の保護者に入学祝い金等を支給した場合に1人3万円を限度とし、その2分の1以内の額を補助金として交付するものでございます。この事業はあくまで第3子以降の児童を対象とすることから、少子化対策の一環として本町独自に第1子と第2子にも対象を広げた支援制度の創設について、現在検討を進めているところでございます。

次に、⑤の子育て応援アプリの作成については、現在、国において利用者が国や行政機関などで自分の情報を利用状況や自己情報の確認、行政機関からのお知らせの確認などができる官民を結ぶインターネット上のサービスである「マイナポータル」を活用した「子育てワンストップサービス」の導入に向けた検討が進められております。

子育てワンストップサービスは子育てに関する各種サービスの検索や、将来的には各種のオンライン申請など拡張性の高いサービスとなっております。子育てに関する情報の提供も可能となります。

マイナポータルは、平成29年7月に本格運用が開始されますが、ワンストップサービスの導入にはシステム改修等の費用も生じてくることから国からの情報を見ながら検討していきたいと考えております。

なお、現在は子育てに関する情報の提供としてメールマガジンによる配信を行っております。以上でございます。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

7番（和賀直義君） 大変丁寧に答弁していただきました。第1点目で町の定住促進、空き家等の効果も見えてきたということで、本当に関係者が努力している姿が見えます。

この2番目の、それで2番目、②の1等地に若者の定住促進住宅と、この件に関しまして中村地区に希望の郷団地の賃貸集合住宅を計画しますよと。そして高校生以下のお子さんの数に応じて家賃の減額も計画しておりますということでございます。これはこれで評価するものでございますが、本当に若者がふるさとに転入して住宅を提供する、そういった場合に、何ていいますか、大事だなと私は思ってるんですけども、それは要するにどういう年収の人をターゲットに呼ぶかと。今非常に、何ていいますか、非正規雇用の若者が結構多いので、夫婦で稼いでも300万くらいしか年収がないよと、だからそういう年収の人たちが大郷に住んでもらえるためには、どの程度の家賃を設定すればいいのかなと。その程度の家賃を設定するにはどういう家をつくらばいいのかなと。余りそ

ういう、アパートにした場合だと民間のビジネスやってる人の影響も影響するかもしれないと。

また、ちょっと個人的な考えなんですけれども、大郷の場合、やったほうがいいのかというのは、何ていいますか、やっぱり1戸建ての家をつかって、そこにそれなりの民間とは余り差のないような家賃で提供して、例えば20年後にしたら、その自分の持ち家にするというか、そういう企画をしたほうが今定住促進でどの自治体も一生懸命やっていますから、この大郷町の特異性と、あるものにはやっぱりそれが一番いいんじゃないかなと。これ、私の個人的な考えなんですけどちょっと何ともいえないんですけども、そういう定住、家賃を、住宅を提供するにもやっぱり大郷ならではの、みんながおおーっという、そういう目玉的なものを考える必要があるんじゃないかなと、こう思うんです。今テレビで朝ドラでべっぴんさんとかって、いよいよ何ていいますか、いよいよ何ていいますか、販売にいくときに目玉商品が必要だよということで今ちょうどまさしくそれやってんですけども、大郷町もやっぱりみんなからおおーっと思われるためには、そういう特徴のある政策が必要なんじゃないかなということで、私はそう考えてたんですね。20年後に全部持ち家にするよと、こういう件に関しても検討してほしいと思うんですけども、所見を伺います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（遠藤龍太郎君） では、私のほうから答弁させていただきます。

戸建ての住宅ということでございますが、私もテレビなんかを見ておりましたが大分大郷より田舎のほうでは農業従事者に限り住宅を、最初は無償でお貸しして、20年間すれば無償で提供するよというような施策をとってる自治体もあろうかと思いますが、何せ我が町はこのような地形でございます、そういった事業に、まあ土地がないわけではないんですが、造成する上でかなりのお金がかかると、建築費もそれなりにはかかるわけなんです、その辺につきましては、やはり本町の財政力と見合った中で、そのほかにも地方創生の絡みでほとんどが単費で事業を執行しているものですから、それら等の兼ね合いも検証しながら考えてまいりたいと思っております。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

7番（和賀直義君） 無理もない話なんですけれども、私も、何ていいますか、家を建てるためにどういう、そういう金の計算もできないからなんです

けれども、新規に新しい家を貸すということもいいですし、あと今の空き家対策で売ってもいいよという、そういう話もある、そういうのをうまく計算して、計算というか、要するに年収300万くらいで大郷に来て住めるんだよというそういう絵を描いてほしいと思うわけ、若い人に。今そんなに金なんかないんだから、若い人たちは。そういう面での検討を、今はできなくてもいいから、ぜひ検討していただきたいなど。これはちょっと町長の所見をお願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 年収300万ぐらいの若者世帯ということですが、やはり町として造成して住宅を確保して、それを20年間家賃等いただきながら、その後無償譲渡すると、まさに理想のやり方です。なかなかこの辺につきましても国の補助事業等なりさまざまなそういう援助等受けながらの事業となっておりますので、そうした中でそういうさまざまなハード、乗り越えなきゃならない部分があるのかなと思っておりますが、検討しながら進めてまいりたいと思っております。

余談になりますけれども、石原、空き家バンク、空き家が出まして、そうした中で若い世代が積極的に生活をしてるという姿、何回となく一緒にまぜらせてもらったわけですが、本当に今若い方々が、場所がどこであろうと、本当にその地域住民の方々が一生懸命温かく迎えてやると生活の拠点として居住すんだなど、改めて石原の皆様方の姿を見て感激したわけですが、いずれにしてそれら等検討しながら、そして空き家を、積極的にバンク以外も紹介しながら若者を本町にお呼びするような政策を進めてまいりたいと思っております。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

7番（和賀直義君） なかなか難しいとは思いますが、積極果敢にいろいろ検討してほしいなど、このように思います。やっぱり大郷に来るには、やっぱり何ていいますか、ただインターネットで見た場合もおおーっと、こうやっぱり目を引くもの、そういうのが必要だと思いますので、ぜひ検討を続けていってほしいと、このように思います。

あと、この若者の定住促進に関してね、ちょっと今気になってるのが町営住宅の保証人に町在住じゃないとだめだというのが今なってるんですけど、例えば町外からどんどん若者が今度ね、引っ張ってきた場合に、町外の人じゃ保証人はだめだよとなっちゃうと、これが阻害要因となる可能性が考えられるんですね。これは一回ちょっと見直してほしいなどと思いますが、この件の所見をちょっと伺います。

議長（石川良彦君） 通告外ですけど……（「いや、定住促進だから関係する。若者の」の声あり）だれか答弁できますか。通告内の、範囲内での答弁でよろしいですか。はい。答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

今確かに町営住宅の入居者につきましては、町内の方の保証人ということをやっております。今、町外からの若者の定住に関しまして、そういったことではなかなか厳しいんじゃないかというような御意見をいただいておりますが、その辺につきましては、今後どういった方向が一番いいのかということを検討してまいりたいと思います。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

7 番（和賀直義君） ぜひ前向きに検討をお願いいたします。

あと、青年が集まる場所についても、前向きに答弁をいただきました。青年会館、新しくつくればいいと思うんですけども、どういうニーズがあっかわかんないよと、町長確かに言ったんですけども、私はニーズ、ニーズというかね、とにかくやっぱり若い人がいるから1人でも2人でも常時そこから輪をつなげていけるような場所を、行政側がやっていかないと青年団も育っていかないんじゃないかなと、このように思いますので、文化会館等も有効活用していくと、こういうふうに答弁いただきましたので、よろしく期待してございます。

婚活支援の件ですけれども、これも具体的に大郷もやっております。若者にですね、将来に希望を感じることはと聞くと家族がいることが最も、家族がいることというのが最も多い回答だそうでございます。そして結婚できない理由として男女ともに5割以上の回答には、出会いがないというのが5割くらいあって、お金がないというのが2割くらいだそうでございます。だから出会いの場づくり、お見合いのあっせんとか、これはやっぱり行政が今積極的にかかわっていくことが大事なのかなと。そうすると行政が運営にかかわると、やっぱり参加するほうも安心感があるということでございます。政府も未婚化・晩婚化の流れは年々高まっており、総力を挙げて取り組まなければならない、加藤一億総活躍担当相も述べておりますので、今現在応援しておりますが、もっと行政としてもやれるようなことも積極的に応援していただきたいなと思います。

議長（石川良彦君） 要望ですか。（「これはさらりと要望しておきます」の声あり）一問一答でなんで質問に徹底して、ひとつ中身の会話でよろしくお願ひしたいと思います。続けてください。

7 番（和賀直義君） 国の事業で新婚生活支援事業補助金というのがあって、

新婚世帯に最大18万円支援しますというのがあるんですけども、これはどのような内容なのか御存じでしょうか。

議長（石川良彦君） 婚活支援ということになるわけですか。（「これも結婚…」の声あり）国の制度ですか。（「そういうのが去年の補正予算で10.9億円出たというふうになってんですね。大郷は多分やってないと思うんですけども、そういうのもありますんで、その辺も調べてそういう新婚を生活を応援する策も考えてほしいなど、このように思います」の声あり）

国の制度について、誰。答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 私初めて新婚さんに対する支援制度ということで聞いたわけでありましてけれども、やはり積極的に国の制度等を先取りしながら、それら等事業に積極的に推進してまいりたいと、こう思っております。

議長（石川良彦君） よろしいですか。（「はい、いいです」の声あり）以上ですか。（「次ね、5にいきます」の声あり）挙手の上、お願いします。挙手の上、お願いします。（「済みません」の声あり）挙手して、立ったままで結構です。和賀直義議員。

7番（和賀直義君） 済みません。無視してるわけじゃないんで、済みません。

5番の若者チャレンジに対しての応援ということでございますが、これも前向きに検討するよということで回答をいただきました。これは個人的には語学研修とかあるんですけども、あと地域の若者で地域の活性化を図る団体にも、そういう若者グループを応援することをしている自治体もあるんです。ですから、この海外研修だけじゃなくて本当に若者が地域を活性化する、そういう運動をしようとするグループに応援するシステムを考えてほしいなど、このように思うんですけども、所見伺います。

議長（石川良彦君） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（遠藤龍太郎君） 答弁させていただきます。

実は総合戦略のほうにも載っておりますとおり、地域おこし協力隊というものを来年度から一応導入する予定で企画財政課のほうには予算のほうを要望しております。もしこちらのほう、ちょっと条件がなかなか厳しいもので、東京都内だったり名古屋・大阪といった都心部からの移住者というようなことで、実際に大郷に来ていただけるかどうかは募集してみないとわからない状態ではございますが、来年度の予算の中でそういった事業も展開していくと。来ていただいた際には町内に限らずそういった協力隊を受け入れている自治体との若者間の交流なんかの事業

もあるということで、それらを地域なり部落なりの活力にさせていただければなど考えております。以上でございます。

議長（石川良彦君） 課長、今現在町内に住まわれてる若い人たちがそういった事業に取り組む場合に支援をしていただけないかというお話しなんですけど、そういうことは今現在考えてないですか。町長、何か考えありませんか。若い人たちの将来の夢ということで。

答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 若い方々に支援ということでありますけれども、町としては今現在考えておりません。そうした中で他町村、課長が説明したとおり、5番目の地域は来年度から今企画財政と調整をしながら事業を進めてまいりたいということでありますので、町内についてはまだまだ現在どおりということで御理解いただければと思っております。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

7番（和賀直義君） 地域おこし協力隊出てきましたけれども、今は全国的に1,000人くらいで、それを3,000人までもっていくという話なんで、これはぜひ地域おこし協力隊を町に呼ぶことと、あとそれからやっぱりどうしても将来を考えれば、やっぱり若者を重点にして若者をどのように育てていくかという視点が非常に大事だと思うんです。今町長は若者グループを、今考えてませんと答弁ありましたけれども、ぜひですね、そういう自主的に地域活性化を図る若者に関してはやっぱり支援を考えてほしいと。やっぱりほかと同じようなことをやってたんではだめだと思うんです。ほかよりも早く、おおーっと、ちょっと目に光るような、きらりと光るような、そういう施策をどんどん盛り込むことが大事なんじゃないかと、このように思いますんで、もう一言答弁お願いいたします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 若者が目を向けるような施策ということでありますけれども、そうした中でやっぱり積極的に今後も若者が目がつくような政策を今後検証しながら検討してまいりたいと、こう思っております。

議長（石川良彦君） ここで、10分間休憩といたします。

午後 3時27分 休憩

午後 3時36分 開議

議長（石川良彦君） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

和賀直義議員。

7番（和賀直義君） 次、2番目の子育て支援について再質問させていただきます。

大郷もいろいろ出産祝い金、不妊治療の助成、結婚応援事業、すこやか子育て医療費助成といろいろやっていることは承知してございます。この前、中之条町に政務活動費を使わせていただいて子育ての事業を勉強してきたんですけれども、そこの中の条町では、ここもやっぱり人口減少がとまらないということで、第2子が15万円、第3子が30万円、第4子以上が40万円と非常に大きい金額を制度化してございます。

あと、それに大郷もブックスタート事業というのをやろうと回答でございましたが、ここではもう既にバースディボックスって、第1子が出産したときにバースディボックスって箱の中に3万円くらいのおもちゃとかそういう子育てグッズとか入れて、その中に本も入れて3万円相当を第1子限定でお祝いとして渡してるということでございます。今は出産祝い金は創設した事業なんで、今すぐ短期間での改正は好ましくないよということでございますが、何ていいますか、やっぱり子育ても企業のやっぱり横並びではやっぱりだめだと思うんですね。どこに大郷の特徴をもたせて力を入れてやっていくかということで、そういうもの、目玉になるものを捉えてやる必要があると思うんですけれども、何ていいますか、その目玉となるものを選定してやるという、そういうことに関しての所見をお聞きします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 子育て支援、本当にそれぞれの自治体で競争であります。目玉として、例えば給食費の2割の助成ということでスタートしました。そうした中でまた追随してさまざまな町が始まる。あるいはまた医療費、何歳というともたまた何歳になる。18歳、また全て18歳。そうした中で子育て等につきましても、目玉、きらりと光るような施策、確かに必要でありますけれども、総体的にその1人の子供に18歳まで幾らの金額が投資したかということも大事かなと私は思っております。出産したから10万円やる、それ以外何もなければさまざまなものを合わせても20万ぐらいで終わってしまうのかなと思ったりするわけでありまして、いずれにいたしましても総体的に幾ら、あるいはその中で目玉があればいいのかなと思っておりますけれども、さまざまな事業等を今後工夫、創意しながら積極的に取り入れながら支援をしてみたいと、こう思っております。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

7番（和賀直義君） 3番目の安心出産サポート事業で町長は1時間もあれば行けるから必要ないよと。多分そうかも、そうでしょう。でも、中には

その日出産すると思っていたけれどもどうしても出産できなくて、家族が同伴で1泊しなきゃいけないとか、そういうことも出てくると思うんですよ。これも中之条町でやってんですけれども、要するに1泊5,000円で7泊まで出しますよと。そして交通費も5,000円、安心出産サポート事業で支給しますよと、こう一応は載ってんです。事業としてはあんの。でもね、実際利用してる人は少ないんですよ。年間で4件から5件くらいだと。それはニーズは少ないんだけど、意外とこういうことをやることによって、ここをほかから見る目がやっぱり違ってくると思うんですよ。要するに何ていいますか、おおっ、何か変わった、やってんなという、そういう事業も必要なんじゃないかなと。これはだからすごいなと思うんだけど、実際は利用する人は、人数、少人数なんで出費は少ないんだけど、町の子育て支援に関して、かなり力を入れてんなと、そういう、何ていいますか、波及というかね、そういうものも利用する必要があるんじゃないかなと思うんですけれども、そういう政策も私は必要なんじゃないかなと、このように思いますが、所見をお願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 子供を、それぞれの家庭で子供が誕生します。そうした中で何人かの家族がたまたま出産等々において泊まらなくてはならない場合があると。あるいはまた泊まなくてもいい場合があると。中之条町では四、五件くらいだということでありましてけれども、やはり生まれてくる子供は全て平等であります。そうした中でやはり格差はつけずに平等に支援するのが行政の役割かなと私は思っておりますので、そうした中で先ほど申し上げましたけれども、今後きらりと光るような支援等があれば、創意工夫しながら今後考えてまいりたいと、こう思っております。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

7番（和賀直義君） 入学応援事業も計画してますよということなので、最後の子育て応援アプリの件なんですけれども、メールマガジンもやってますよということなんですけど、大郷町のホームページにまちづくり推進課がつくってくれた「移住定住・子育てファーストクラスのまちづくり」「そうだ！大郷町で暮らそう」という一番最初に、これすごいなと僕見てんですけれども、ただこの中でも全部がまだまだ盛り込まれてないわけですよ。大郷町の子育ての事業とか定住促進とかね、だからそれを何ていいますか、スマホのアプリを使って全部、例えばこのアプリに登録

しておけば子供が生まれた日とか住所があれば、そこからいつ、何ていいますか、健診日ですよとか、そういうのがつながるような、そういうのが必要じゃないかなと、こう思ってんです。要するに1カ所でワンストップで相談できればいいのは、それはそれでいんですけれども、今は若いお母さんたちはみんなスマホですよ。テレビ見てもスマホでシュッシュッパって一発で探す、今そういう時代なんですよ。だからやっぱりそういうのも利用して、何ていいますか、こういうアプリを、そんなに僕は金かかんないんじゃないかなと、こう思うんですけれども、そういうものも、何ていいますか、そういう支援事業で国のほうとしてもそれにも補助を出すよという施策もあるようなんです。ですからこれをぜひスマホで、アプリを見て、要するに子育てに定住一緒でもいいと思うんですけれども、そこから入っていけば、もう全部大郷町のそういう施策は全部わかると、申し込みもできるようなやつをやるというのが今の時代では僕は必要なんじゃないかなと、このように思いますんで、この辺に關しての所見をちょっと伺いたい。

議長（石川良彦君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（残間俊典君） お答えいたします。

今の町でやってるメールマガジンもスマホ、実際は携帯とスマホ、登録していただいて毎月子育ての情報、健診の情報等を配信しております。ただ、なかなか登録者数が伸びてないというような状況にはあるようでございます。現在国で進めております子育てワンストップサービスも同様でございます、利用方法としてはスマートフォンの中にアプリを組み込んで国のマイナポータルのほうに接続した場合に自分の町の情報なり、あと町からの情報も配信できるというようなインターネットサービスになります。来年度、一応マイナンバーの関係でマイナポータル、7月には本格運用されるわけですが、それと同時期になるかどうかわかりませんが、厚生労働省のほうで、このワンストップサービスの導入を今進める段階にあります。町としましては、そちらの国で進めるワンストップサービスのほうの導入を検討していきたいというふう到现在のところ考えてございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

7番（和賀直義君） 理解いたしました。期待してございます。

あと、ごめんなさい。最後にですね、ちょっと通告外で1点だけですね。きょう、町長の行政報告の最後にですね、安心安全なまちづくりね、将来に夢をもてる自立のまちづくりを引き続きやっていきますよと、そ

ういう報告がございました。これは私個人としてね、これは町長の次の来年の町長選の出馬表明したのかなと自分自身感じたんですけども、その件だけちょっと確認したいなと思います。

議長（石川良彦君） では、特別に、町長。

町長（赤間正幸君） けさの冒頭の挨拶で行政報告のほかにさまざま述べさせていただきました。私も来年の9月4日、6日ですか、任期満了であります。そうした中で引き続きこの役を務めさせていただきたいということでございます。（「終わります」の声あり）

議長（石川良彦君） 以上で、7番和賀直義議員の一般質問を終わります。

以上で、本日予定された一般質問を終わります。

日程第7 請願第4号 赤道並びに土側溝の整備に関する請願書

議長（石川良彦君） 次に、日程第7、請願第4号 赤道並びに土側溝の整備に関する請願を議題といたします。

請願第4号については、会議規則第85条第1項の規定に基づき、総務産業常任委員会に付託して審査することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。したがって、請願第4号は総務産業常任委員会に付託して審査することに決しました。

日程第8 請願第5号 町道味明雉子喰線の歩道設置要望について

議長（石川良彦君） 日程第8、請願第5号 町道味明雉子喰線の歩道設置要望に関する請願を議題といたします。

請願第5号については、会議規則第85条第1項の規定に基づき、総務産業常任委員会に付託して審査することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。したがって、請願第5号は総務産業常任委員会に付託して審査することに決しました。

日程第9 陳情第6号 「高額療養費制度」「後期高齢者の窓口負担」見直しの慎重審議と現行制度継続を求める意見書の採択を求める陳情書

議長（石川良彦君） 日程第9、陳情第6号 「高額療養費制度」「後期高齢者

の窓口負担」見直しの慎重審議と現行制度継続を求める意見書の採択を求める陳情書を議題といたします。

陳情第6号については、会議規則第88条の規定により、請願書の例により処理するものとし、会議規則第85条第1項の規定に基づき教育民生常任委員会に付託して審査することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第6号は教育民生常任委員会に付託して審査することに決しました。

日程第10 陳情第7号 有害鳥獣（イノシシ）駆除対策に対する補助の増額及び広域連携の制度化を求める意見書採択を求める陳情書

議長（石川良彦君） 日程第10、陳情第7号 有害鳥獣（イノシシ）駆除対策に対する補助の増額及び広域連携の制度化を求める意見書採択を求める陳情書を議題といたします。

陳情第7号については、会議規則第88条の規定により、請願書の例により処理するものとし、会議規則第85条第1項の規定に基づき総務産業常任委員会に付託して審査することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第7号は総務産業常任委員会に付託して審査することに決しました。

議長（石川良彦君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後 3時52分 散会